



# 鹿屋市第3期 教育振興基本計画

令和2年度～令和6年度  
鹿屋市教育委員会

未来を担う心豊かで  
たくましい人づくり





# 目 次

## はじめに

### 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の視点	2
3 計画期間	2

### 第2章 本市教育を取り巻く環境

#### 1 社会状況

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	3
(2) 高度情報化の急速な進展	4
(3) 値観やライフスタイルの多様化	5
(4) グローバル化の進展	5
(5) 子どもの貧困など社会経済的課題	6
(6) 地球規模の環境問題への対応	7
(7) 災害に対する意識の高まり	7
(8) 産業構造の変化	8
(9) 地方創生の推進	9～10
(10) 国等の教育改革の動向	10

#### 2 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の推移と学校規模	11
(2) 学力	12
(3) いじめ、不登校	13
(4) 基本的生活習慣	14
(5) 特別支援教育	14
(6) キャリア教育	15
(7) 体育や運動能力	16
(8) 安全・安心な教育環境	17
(9) 家庭・地域の教育力	17

### 第3章 鹿屋市第2期教育大綱

1 基本理念	18
2 基本目標	18～19

### 第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画）

1 本市教育施策の方向性	20～22
2 本市教育施策の体系図	23
3 具体的施策の展開	
(1) 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進	
① 確かな学力の向上	24～25
② 英語教育・国際理解教育の推進	26
③ 特別支援教育の推進	27
④ キャリア教育の推進	28
⑤ 教育の情報化の推進	29
⑥ 環境教育の推進	30
⑦ 郷土教育の推進	31
⑧ 幼児教育の充実	32
⑨ 主権者教育	33
【計画期間における数値目標】	34

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進		
① 道徳教育の充実	.....	35
② 生徒指導の充実	.....	36～37
③ 人権教育の充実	.....	38
④ 体験活動の充実	.....	39
⑤ 読書活動の推進	.....	40～41
⑥ 食育の推進	.....	42
⑦ 健康教育の充実	.....	43
⑧ 体力・運動能力の向上	.....	44
【計画期間における数値目標】	.....	45
(3) 信頼される学校づくりの推進		
① 学校運営の充実	.....	46～47
② 教職員の資質向上	.....	48
③ 開かれた学校づくり	.....	49
④ 安全・安心な学校づくり	.....	50
⑤ 学びのセーフティネットの充実	.....	51
【計画期間における数値目標】	.....	51
(4) 安全・安心な教育環境と教育活動の充実		
① 学校の活性化及び学校規模適正化の推進	.....	52
② 学校施設老朽化対策の推進	.....	53
③ 学校給食に係る環境整備の推進	.....	54
④ 市立高等学校の活性化	.....	55～57
【計画期間における数値目標】	.....	57
(5) 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進		
① 学習環境の整備	.....	58
② 学習機会の充実	.....	59
③ 学習推進体制の充実	.....	60～61
【計画期間における数値目標】	.....	61
(6) 開かれつながる社会教育の充実		
① 地域の子どもは地域で育てる環境の充実	.....	62
② 成人教育の充実	.....	63
③ 家庭教育の充実	.....	64～65
【計画期間における数値目標】	.....	65
(7) 人権を尊重する平和な社会の実現		
① 人権教育と啓発の推進	.....	66～67
② 平和教育の推進	.....	68
【計画期間における数値目標】	.....	68
(8) 文化的香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承		
① 文化芸術活動の促進と環境づくり	.....	69
② 文化財の保存・活用・伝承	.....	70～71
【計画期間における数値目標】	.....	71
(9) 生涯スポーツの振興		
① スポーツ活動の推進	.....	72～73
② スポーツ交流の推進	.....	74～75
【計画期間における数値目標】	.....	75

## 第5章 計画の実現に向けて

1 地域社会との連携・協力	.....	76
2 全庁的な連携体制の構築	.....	76
3 県及び近隣市町との連携・協力	.....	76
4 計画の進捗状況の確認	.....	76
5 新たな課題への対応	.....	76

# はじめに

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、高度情報化の急速な進展などにより、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎えてます。これらの社会情勢の著しい変革により、地域コミュニティの崩壊、産業の衰退、文化の消滅などが懸念される一方、IoTやビッグデータ、AIなど第4次産業革命の技術革新が予測困難なスピードで進展しております。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市の教育行政においても、確かな学力の定着、いじめ、不登校等の問題行動への対応、キャリア教育や特別支援教育の充実、教職員の資質向上、技術革新に対応した教育、子どもの貧困など取り組むべき課題があります。

これまで鹿屋市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興に係る基本的な計画として、平成21年12月に「鹿屋市教育振興基本計画」を、また、平成27年度に「鹿屋市第2期教育振興基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に教育振興施策に取り組んできたところです。

国は、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。また、鹿児島県においては国の第3期計画を受けて、平成31年2月に「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島のひとつづくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を基本目標とする第3期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定しました。

鹿屋市第3期教育振興基本計画においては、国・県の動向に対応するとともに、鹿屋市第2期教育大綱に基づき、基本理念に「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」、基本目標に「知・徳・体を調和的に育む教育の推進」、「一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現」を掲げ、今後5年間に取り組む施策として、9つの方向性に基づき38の施策を体系化しました。

今後、鹿屋市教育委員会においては、学校、家庭、地域等の連携を密に図りながら、この計画に掲げた施策を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

鹿屋市教育委員会



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

鹿屋市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成20年7月に策定された国の「教育振興基本計画」及び平成21年2月に策定された「鹿児島県教育振興基本計画」を参照するとともに、平成20年3月に策定した「第1次鹿屋市総合計画」に基づき、平成21年12月に「鹿屋市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、10年後を見据えた教育の姿として、「21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ」を基本理念に掲げ、「(1) 知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造」、「(2) 創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり」を基本目標として、5年間に取り組む施策を総合的・体系的に示し、取組を進めてきました。

また、平成27年度には、新たに策定された第2期となる国や県の教育振興基本計画を参照するとともに、社会経済情勢や子どもたちを取り巻く環境の変化、また第1期計画における取組の成果等を踏まえながら、「鹿屋市第2期教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に教育振興施策に取り組んできました。

平成30年6月に国は「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来に向け、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとの考え方の下、国の「第2期教育振興基本計画」において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年（令和12年）以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

また、鹿児島県においては、国第3期計画を受けて、平成31年2月に「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島のひとづくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を基本目標とする「鹿児島県教育振興基本計画」（第3期）を策定しました。

鹿屋市教育委員会においては、このような国・県の動向や社会情勢の変化に対応するとともに、第2期計画の各施策における取組の成果と課題等を踏まえながら、中期的展望に立って、引き続き本市の実情に応じた教育行政を計画的に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「鹿屋市第3期教育振興基本計画」を策定します。

この計画は、本市が目指す、新しい時代に向けての人づくりを市民の皆さんと共に共有し、行政、学校、家庭、企業等、地域全体が協働しながら、子どもたちの成長を支えていくとともに、年齢、性別、国籍、経済事情など多様な人々がいる中で、市民一人ひとりが主体的に学び、その成果を生かして活躍し、地域づくりを進めるための施策を示したものです。

## 2 計画策定の視点

---

- (1) 国、県の教育振興基本計画を参酌すること。
- (2) 「第2次鹿屋市総合計画」の基本的フレームを踏襲すること。
- (3) 時代背景、子どもたちを取り巻く諸情勢・課題を踏まえること。
- (4) 第2期計画による取組の成果と課題を踏まえること。
- (5) 市民の意見を計画に反映させること。

## 3 計画期間

---

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

# 第2章 本市教育を取り巻く環境

## 1 社会状況

### (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国では、少子高齢化が急速に進行した結果、平成20年をピークに総人口が減少に転じ、人口減少時代を迎えてます。

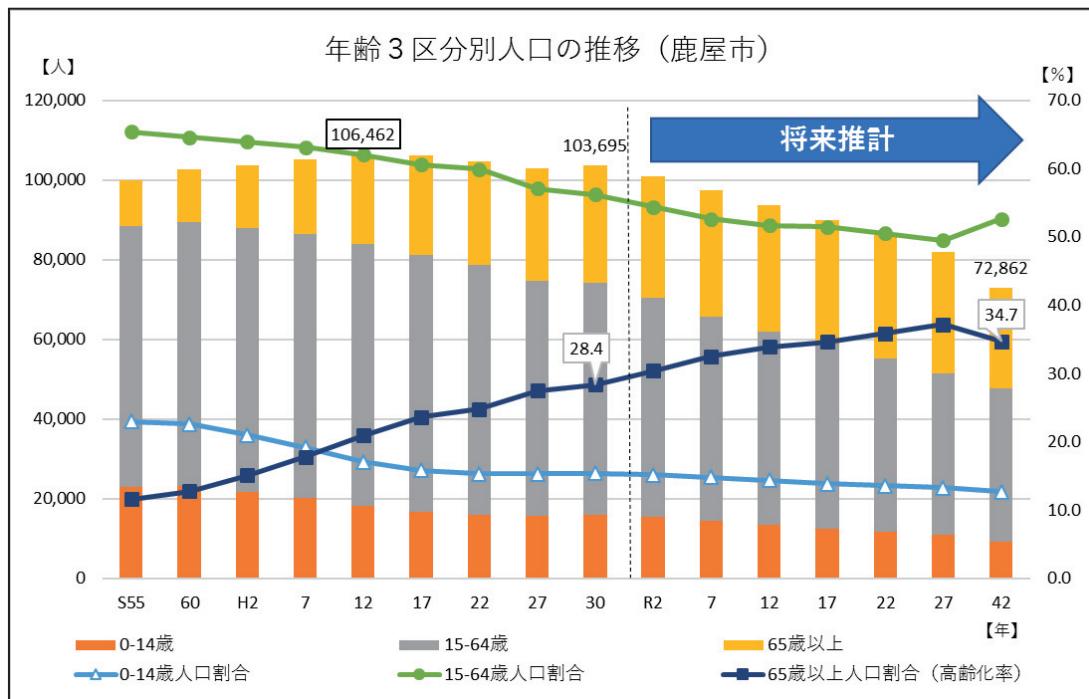
平成30年の合計特殊出生率<sup>1</sup>は、1.42（厚生労働省 人口動態調査）と、平成29年より0.01ポイント下がり、3年連続で低下している状況にあります。

また、平成30年の全国の高齢化率は28.1%（平成30年人口推計）と過去最高になり、国立社会保障・人口問題研究所は、2030年（令和12年）には65歳以上が総人口の3割を超える、2060年（令和42年）には総人口が9,300万人程度まで減少すると予測しています。

一方で、人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速し、特に若年層の東京圏への流入が顕著となっており、地域経済の現状として、生産性、所得水準、消費活動など様々な面で地方と大都市の格差が生じてきています。

このような中で、平成30年の鹿児島県の高齢化率は、31.4%と全国水準より約20年先行して高齢化が進行し、本市の高齢化率も、28.4%と全国より高い状況となっており、本市の2060年（令和42年）における人口は、7万3,000人程度まで減少することが予測されます。

このような人口減少や少子高齢化の著しい進行は、地域経済の縮小や地域コミュニティの衰退のほか、産業、文化など様々な分野に影響を及ぼしており、人口減少を抑制する取組とともに、教育を通じて個人の資質・能力を最大限に伸ばし、生産性の向上による経済成長を図り、地域社会の持続的な成長・発展を目指すことが求められています。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、鹿屋市「鹿屋市人口ビジョン」

<sup>1</sup> 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数

## (2) 高度情報化の急速な進展

2030年頃には、5Gや家電・自動車など多様なモノがインターネットにつながるIoT、ビッグデータやAIなどの第4次産業革命とも言われる技術革新が一層進展し、私たちの生活や企業等の経済活動を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想されています。

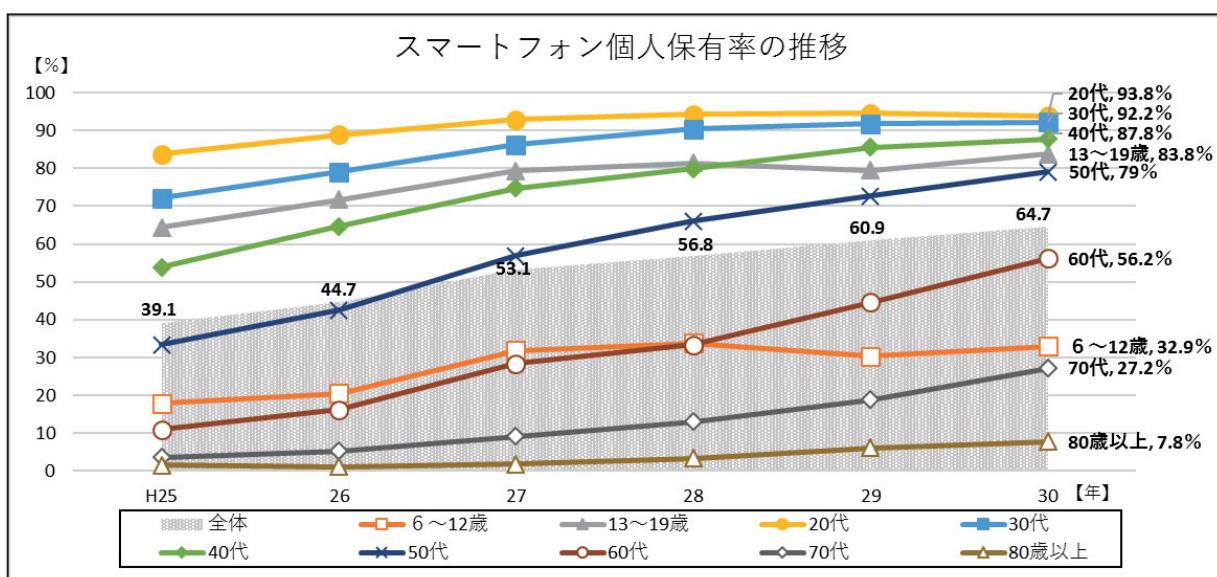
技術革新の進展により、今後10年～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等により代替できるような可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられるとともに、今後、いわゆるメンバーシップ型雇用<sup>2</sup>からジョブ型雇用<sup>3</sup>への移行や労働市場の流動化が一層進展することも予想されています。

本市においても、鹿屋市情報化計画に基づき、基盤となる情報通信環境の整備や将来に向けたICT<sup>4</sup>人材の育成に取り組んでおり、行政をはじめ地域の医療、福祉、農業、商業、教育など様々な分野においてICTやAI、ロボット技術などの導入や活用の検討が始まっています。

今後は、このような技術革新に対応できる人材の育成が求められており、情報通信技術を効果的に活用しながら、様々な問題を解決に導く力を養うことが必要となっています。

また、我が国の平成30年度におけるスマートフォンの個人保有率は64.7%と、若者を中心に社会生活に急速に浸透しており、SNS等を利用した情報の受発信が誰でも可能となる反面、個人の権利・利益が侵害される危険性や子どもたちがSNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまう危険性もあるところです。

のことから、他人のプライバシーや個人情報の安全保護など、情報化社会で適切な活動を行うための考え方と知識を育成することも重要となっています。



資料：総務省「通信利用動向調査」

<sup>2</sup> メンバーシップ型雇用：日本企業に多く見られる雇用契約の一つで、日本特有の年功序列や終身雇用を前提にした、職務や勤務地を限定しない無限定期正社員を指す。

<sup>3</sup> ジョブ型雇用：諸外国が主に採用している雇用契約であり、自分自身の専門スキルを生かして、職務や勤務場所を絞り込むことができる、限定正社員または有期契約労働者を指す。

<sup>4</sup> ICT：情報通信技術(Information and Communication Technology)の略

### (3) 価値観やライフスタイルの多様化

高齢化、女性の社会進出、グローバル化の進展、情報通信の発達等を背景に、人々の価値観は、「モノ」の豊かさから「こころ」の豊かさ、個性を重視する方向へシフトしており、一人ひとりの価値観に応じた働き方や暮らし方等ライフスタイルの多様化が進むとともに、LGBTといった性のあり方の多様化も進んでいます。

また、核家族化による世帯構造の変化や高齢化、町内会加入者の減少等により人間関係が希薄化し、社会的孤立や地域への帰属意識の低下、共働き世帯の増加による子育てと仕事の両立が課題となっています。更に、地域コミュニティ機能や社会規範意識の低下による犯罪の質的変化も懸念されています。

このような中で、本市においては町内会主体で地域を支え合う有償ボランティアが平成30年度に開始されるなど、地域の困りごとを住民同士で助け合う新たな取組も始まっています。持続可能な地域社会を形成するためには、こうした取組を生かし、安心して子育てができる環境づくり、地域における防災力の充実・強化等の取組も必要となっています。

### (4) グローバル化の進展

世界各国でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。また、世界各国の相互影響と依存が高まっており、貧困や紛争、感染症、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模で人類共通の課題が増大しています。

経済面では、世界的なサプライチェーンや金融システムの発達に伴い、物や資本の国境を越えた移動が活発化することで、今後は各国の産業がグローバルバリューチェーンの中に組み込まれ、国境を越えた地域間・企業間の競争が一層激化することが予想されます。

また、EPA(経済連携協定)やFTA(自由貿易協定)、TPP11協定の発効など、経済連携を図る動きが活発化し、国際貿易取引が増加することで、農林水産業を基幹産業とする本市経済への影響も懸念されるところです。

今後、国際的な地域間・企業間の競争がますます激しくなってくることから、人材の流動化、人材獲得競争、外国人労働者の受け入れ、国内生産拠点の海外展開に伴う国内産業の構造変化に向けた対応などが必要となっています。



イングリッシュキャンプ

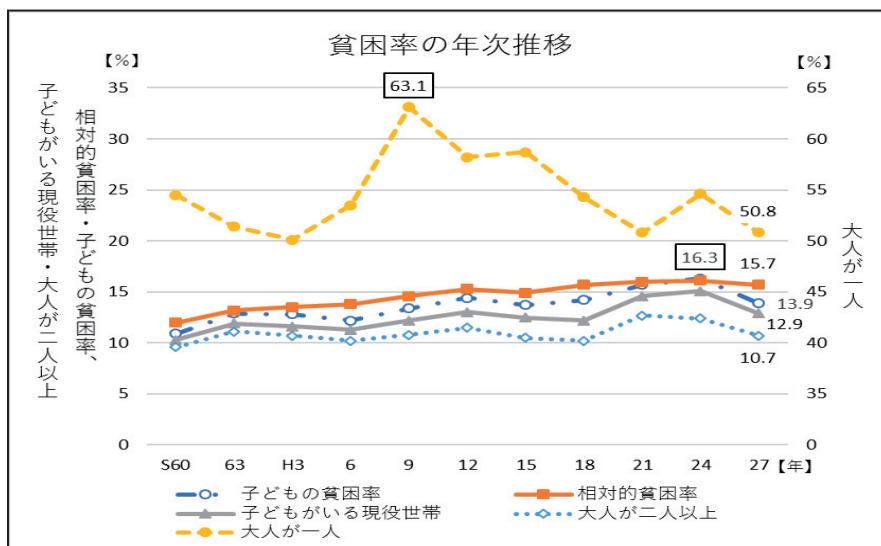
## (5) 子どもの貧困など社会経済的課題

我が国の「子どもの貧困率」は、平成27年は13.9%と、過去最悪だった前回調査16.3%（平成24年）より改善したものの、OECD加盟国平均の13.3%（平成25年時点）を上回っており、引き続き大きな課題となっています。

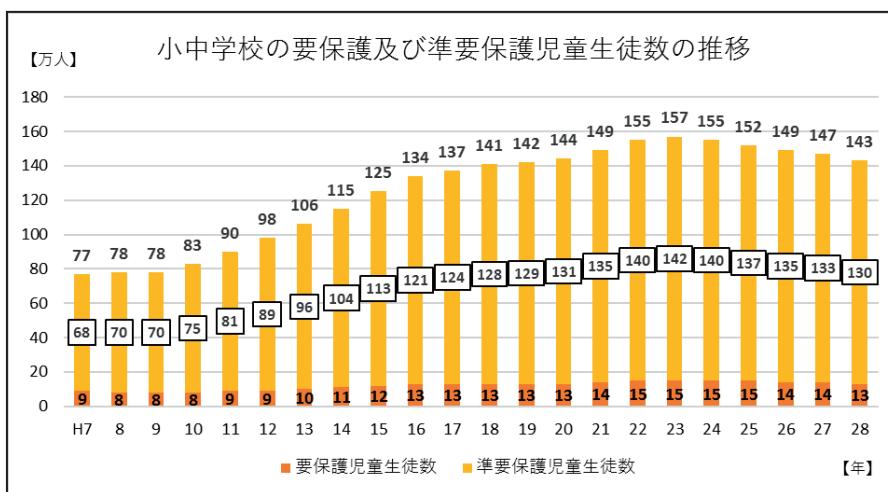
専門学校等も含む高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と子どもの学力には明らかな相関関係がみられると言われており、家計所得が高いほど4年制大学への進学率も高くなっています。

また、文部科学省の「平成28年度子供の学習費調査」では、補助学習費（家庭教師費、学習塾費等）の総額が高所得世帯ほど多くなる結果が出ており、教育格差が学校外教育で生まれやすい状況にあります。

学歴別の生涯賃金は、最終学歴により所得に大きな差が生じており、子どもの貧困や、親の経済的貧困による学習機会の格差等の問題に対策を講じなければ、今後も貧困の世代間連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性があります。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」



資料：文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」

※要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

## (6) 地球規模の環境問題への対応

世界規模での人口増加、経済発展に伴う産業活動の拡大や生活水準の上昇により、自然環境のバランスが崩れ、地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化、砂漠化といった様々な環境問題が起きています。中でも、地球温暖化が及ぼす影響は顕著であり、記録的な猛暑や集中豪雨といった異常気象のほか、今世紀末には地球の平均気温が $1.1^{\circ}\text{C} \sim 6.4^{\circ}\text{C}$ 、平均海面水位が $18\text{cm} \sim 59\text{cm}$ 上昇するとの予測もされています。

地球温暖化の主な要因は、化石燃料の大量消費によって急増した温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）であり、脱炭素化に取り組むことが世界的にも喫緊の課題となっています。我が国の現状としては、温室効果ガス排出量は、平成25年度以降、減少に転じているものの、東日本大震災後の原子力発電所停止により、平成28年度には化石燃料への依存度が89%となっています。

今後は、化石燃料に頼らない社会を実現していくためにも、太陽光や風力等の自然エネルギーへの転換により一層取り組むことが求められています。

また、様々な環境問題に対応するためには、温室効果ガス排出削減だけでなく、資源を繰り返し使うことのできる物質循環の確保（3R）、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルの見直し等、循環型社会の実現に向けた取組を推進し、環境への負荷ができる限り低減することも必要となっています。

## (7) 災害に対する意識の高まり

平成23年に発生した東日本大震災や平成28年の熊本地震などの地震災害や、局地的集中豪雨、近年、大型化する台風の上陸など頻発する大規模災害を背景に、安全で安心な生活の実現がこれまで以上に求められています。

防災対策の基本的な考え方は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることです。このため、行政、住民、事業者、防災関係者が一体となり、災害に備えて連携し、災害に強い「安全・安心な暮らしのあるまちづくり」を進めいくことが必要です。

また、災害に備えたハード整備のみならず、地震・津波・台風などの自然現象は想定を超える可能性があることを十分に認識し、地震・津波・台風等の科学的理解を深めるなど、住民の防災意識の向上に努め、迅速かつ確実な避難行動を行える防災文化の醸成や、地域特性を把握した上で迅速かつ適切な対応ができる社会を構築していくことも重要です。

本市も台風の常襲地帯に位置していることや、桜島の大噴火、南海トラフ地震や種子島東方沖地震などが予測されており、地域住民が連携して防災に取り組む体制の構築とともに、継続的な避難訓練等の実施や防災に関する意識の啓発、様々な感染症の流行に備えた対策等に努めているところです。

## (8) 産業構造の変化

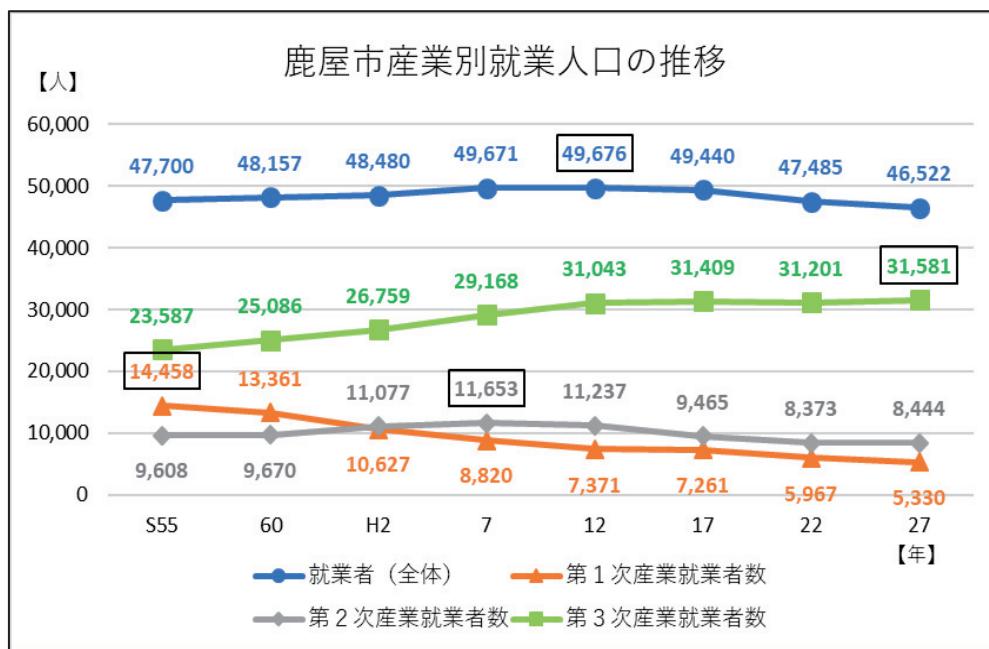
我が国の産業構造は、第3次産業の比重が高まってきており、高齢化や健康に関する意識の高まり等を反映して、医療、保健、介護等を含む保健衛生、社会事業等も伸びが大きくなっています。また、情報通信技術の進展に伴い、情報関連サービスが拡大している一方で、ロボット等の導入や機械化により製造業等の第2次産業の就業者数は減少しています。

農業分野においては、貿易の自由化による海外との価格競争、農業従事者の高齢化、新規就農者の減少等により、産業構造における第1次産業の比重が減少しています。

このような中で、各産業が発展していくためには、第4次産業革命ともいわれる技術革新の機会を最大限に生かし、生産性の向上を図るとともに、付加価値の高い物、サービスの提供や外需を積極的に獲得していくことが必要となっています。

このため、各産業分野において必要となる高度な技術や知識を有する人材やビジネスモデルを総合的にデザインすることができる人材の育成が求められています。

農業を中心として第1次産業を基幹産業とする本市においても、第3次産業の比率が高く、農家数は、年々減少しています。今後、ICTやロボット技術、AI等新たな技術の積極的な活用による省力化、生産性の維持・向上などの取組のほか、高付加価値化、海外への輸出を進めるなど産業として競争力を高めるとともに、第2次・3次産業との連携・融合による地域ビジネスの展開など、地域の産業全体を活性化していくことが必要です。



資料：総務省統計局「国勢調査」

※就業者（全体）には分類不明の就業者も含むため、第1次・第2次・第3次産業就業者数の合計と一致しない。  
□は、グラフ内においてピークとなっている数値

## (9) 地方創生の推進

人口急減、超高齢化が進む中、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し活力ある社会を維持するため、国は平成26年に、日本の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この長期ビジョン、総合戦略は、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、「地方にしごとをつくり、安心して働くようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標に向けた政策が進められています。

本市においては、平成27年に「鹿屋市人口ビジョン」と「鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「2060年（令和42年）に9万人程度の人口を維持する」将来目標を掲げ、鹿屋・大隅が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するための取組を推進してきたところです。

また、2019年度を初年度とする「第2次鹿屋市総合計画」、「第2期 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定し、『ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市 かのや」』をまちづくりの将来像として定めました。

そして、この計画に基づき、企業誘致の推進や地域産業の振興による雇用の創出、豊かな自然や食などを活用した交流人口や定住人口の増加に向けた取組、子育てしやすい環境づくり、多極ネットワーク型コンパクトシティの推進、全ての市民が取り組めるスポーツ文化活動の環境づくりなど、地域の自律的で持続的な発展を目指す取組を進めています。

## S D G s (持続可能な開発目標) と地方創生の関係【参考】

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能なための2030アジェンダ」の中核をなしている「持続可能な開発目標(SDGs)」は、17の目標と169のターゲットで構成されています。

国は、自治体のSDGsの活用により、政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が図れるとして、平成30年12月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」において、「地方創生の一層の推進に当たっては、持続可能な開発目標の主流化を図り、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映することと位置付けています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### (10) 国等の教育改革の動向

少子高齢化や情報化、グローバル化の進展などにより、教育を取り巻く環境は急速かつ大きく変化してきています。

国では、小・中学校の学習指導要領<sup>5</sup>の改訂を行い、児童生徒に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や道徳及び小学校高学年の外国語の教科化、プログラミング教育など新たな教育内容が整備されました。また、新しい時代にふさわしい高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三位一体の改革を目指す、高大接続改革を実現するため、大学入学者選抜実施要領の見直し、高等学校基礎学力テスト(仮称)の実施等、今後取り組むべき施策を明示し、体系的かつ集中的な施策の展開を図っています。

更に、平成31年の第十一次提言中間報告の概要では、人口減少や少子高齢化、技術革新の急速な進展等の変化に対応し、活躍できる資質・能力を子どもたちに育成することが大切であるとの考え方を示し、学校のICT整備の加速化、外部人材の活用のほか、教師の育成や働き方改革など新たな時代を見据えた教育体制を進める必要性について提言しています。

国等の制度改革の方向性を見極めながら地域の実態を適切に捉え、施策を展開する必要があります。

<sup>5</sup> 学習指導要領：小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科で教える内容を、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたもの

## 2 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

### (1) 児童生徒数の推移と学校規模

我が国全体で少子高齢化が進む中で、鹿児島県の児童生徒数も減少を続けています。

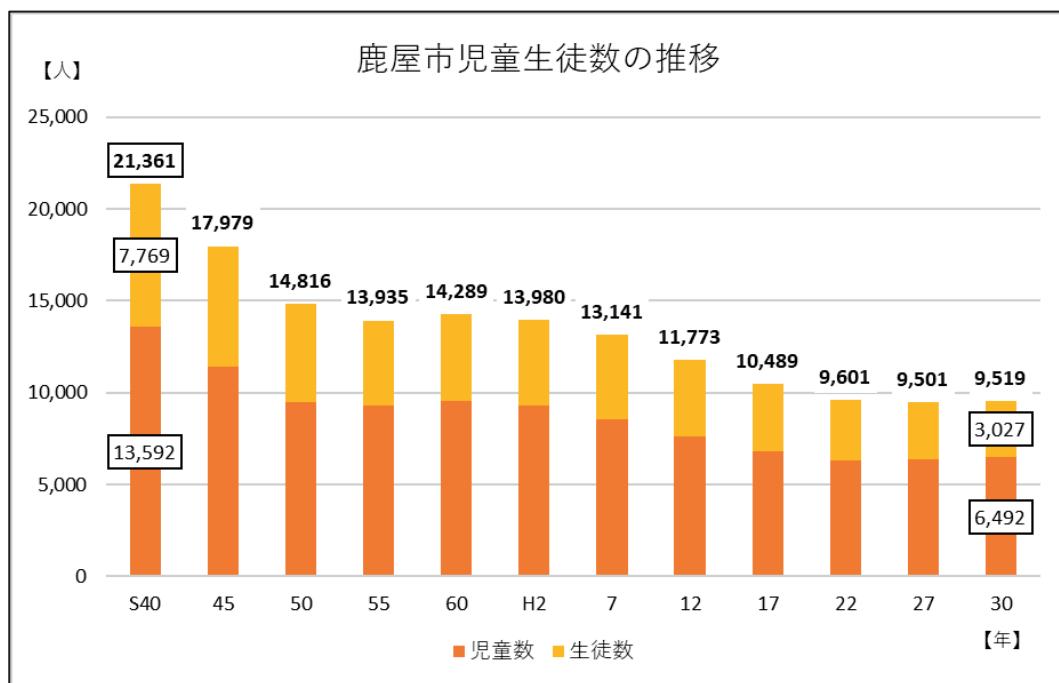
本市の児童生徒数は、隣接市町からの若年層の流入等により、本計画の計画期間である令和6年頃まで大きな増減はありませんが、長期的には減少することが見込まれています。

また、国が示す学校規模の標準は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされていますが、本市においては、この標準に満たない12学級未満の学校が36校中26校（72.2%）と、小規模、過小規模の学校が大きな割合を占めている一方で、市内周辺部から都市部への若年層の流入により、都市部の学校の大規模化の進行など、学校規模の二極化が更に進むと予想されます。

小規模校では、一人ひとりの状況が把握しやすく、基礎学力の定着や技能等の習熟に向けて、少人数という特性を生かしたきめ細かな指導を行うことができる利点があります。

また、中・大規模校では多くの友達との交流やグループで討論したり発表したりする機会、更には、お互いに切磋琢磨し合い、多様な方法で課題解決を図るなどの学習活動を行うことができます。

本市においても、それぞれの学校規模の特性を生かした取組を推進していくと同時に、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校再編・規模適正化に取り組んでいくことが求められています。



資料：鹿屋市教育委員会統計

## (2) 学力

本市の小・中学生の学力は、平成31年度に国が実施した「全国学力・学習状況調査<sup>6</sup>」の結果、小学校の国語は全国平均を上回ったものの、小学校の算数、中学校の国語・数学・英語については全国平均を下回っている状況です。また、各教科の正答数の分布状況は、上位層が少なく、特に、中学生は中位・下位層が多く見られます。更に、「知識」に関する問題と「活用」に関する問題ともに課題がある状況です。

今後とも、さらなる基礎的な知識・技能の確実な定着とともに、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付けさせが必要です。

このため、子どもたちの学力向上の根幹は授業改善であることを教職員に強く自覚させるとともに、教員が教え込む授業から児童生徒自ら考え、主体的・対話的に取り組む授業への転換を推進する必要があります。

令和2年度から小学校をはじめとして完全実施される学習指導要領では、育成すべき資質・能力については、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という三つの柱で確実に育成することを述べています。同時に、子どもたちにはお互いに認め合い、支え合う支持的な風土を創り出していく経験が必要です。学力が向上するためには、その支持的な風土が学力を高めていく基盤となります。

また、家庭教育については、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切です。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加しています。このため、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められています。

### 【H31 全国学力・学習状況調査（小6）】

教科	市	県	全国	県比	全国比
国語	64	66	63.8	-2	<u>0.2</u>
算数	64	65	66.6	-1	-2.6

### 【H31 全国学力・学習状況調査（中3）】

教科	市	県	全国	県比	全国比
国語	67	70	72.8	-3	-5.8
数学	52	57	59.8	-5	-7.8
英語	49	53	56.0	-4	-7.0

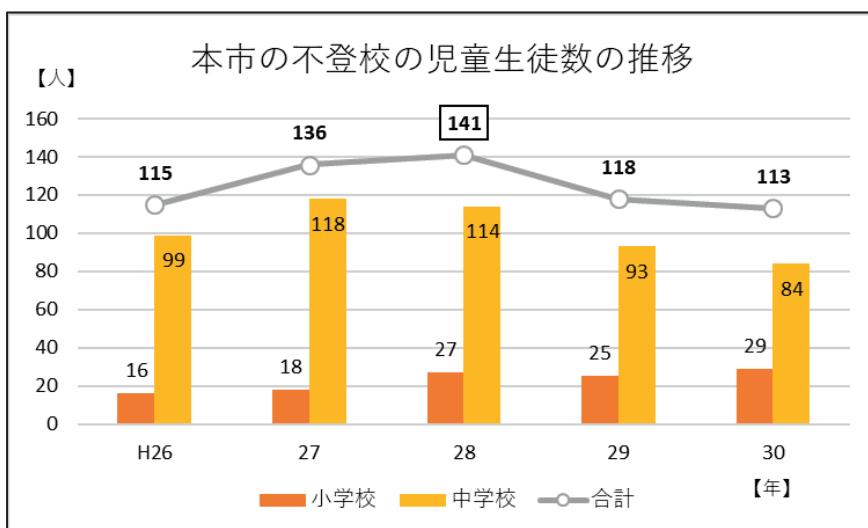
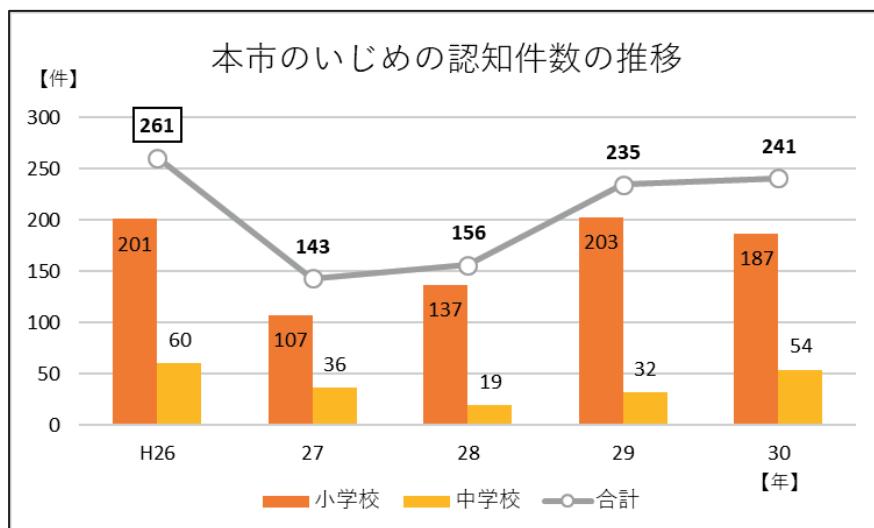
<sup>6</sup> 全国学力・学習状況調査：平成19年から日本全国の小・中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行われているテスト

### (3) いじめ、不登校

「平成30年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると全国的にいじめの認知件数は増加しており、過去5年間の傾向として、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加している状況となっています。また、不登校についても、過去5年間の傾向として、小・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加しています。

本市でも、いじめの認知件数は増加傾向にあります。いじめは「どの学校でも、どの子にも起これる」との認識に立ち、いじめの未然防止に取り組むと同時に、「いじめを1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本姿勢のもと、早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、不登校については、平成28年度から減少傾向ですが、小学校では、増加傾向も見られます。その要因としてコミュニケーション能力の不足による「人間関係」の悪化や「学業不振」等が挙げられます。

今後は、いじめ、不登校問題に対し、予防的な対応と問題解決的な対応が必要であり、学校の教育活動の中で、人間関係づくりの構築プログラムの実施や校内の各種委員会による対応策の協議と共通理解・共通実践、相談活動を促進する人材活用、関係機関との連携等を積極的に進める必要があります。



資料：生徒指導月例報告統計

※□は、グラフ内においてピークとなっている数値

## (4) 基本的生活習慣

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であり、昨今、このような基本的生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

平成31年度の「全国学力・学習状況調査結果」における、基本的生活習慣に関する質問3項目について、本市児童生徒の回答割合は下の表のとおりです。

小学生は全ての項目が全国平均を下回り、規則正しい生活ができていないことが推測されます。中学生は全国とほぼ同等の状況です。

子どもの食生活や生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等、精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

これら基本的な生活習慣の定着は、主に家庭での過ごし方によりますが、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域全体で、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組を推進することが必要です。

【平成31年度全国学力・学習状況調査結果】

基本的生活習慣		朝食を毎日食べる	毎日同じくらいの時刻に寝る	毎日同じくらいの時刻に起きる
小学校	市	85.2%	30.7%	53.8%
	全国平均	86.7%	38.9%	58.7%
中学校	市	83.9%	33.7%	58.0%
	全国平均	82.3%	33.6%	57.0%

## (5) 特別支援教育

現在、全国的に特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、障害のある児童生徒に対する適切な就学相談や特別支援学級、通級指導教室<sup>7</sup>での教育の充実が必要とされています。また、医療的ケアの必要な児童生徒についても、関係機関と連携して、支援体制を整備することが重要です。

本市においても、就学相談の件数が年々増加し、小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒や特別支援学級の増加傾向が続いていることから、特別支援教育支援員の配置、鹿屋市教育支援委員会の充実、鹿屋養護学校等との連携等を図るとともに、通級指導教室の他校通級を積極的に進めています。

また、早期からの適切な就学指導のために、保育園・幼稚園等や発達支援事業所と小学校との連携、社会福祉機関との連携、医学・心理学教育相談の充実など、不安を抱える保護者への支援や教職員等への適切な指導が必要です。

<sup>7</sup> 通級指導教室：通常の学級に在籍しながら特定の時間、特別の指導を受けることができるよう設置された教室

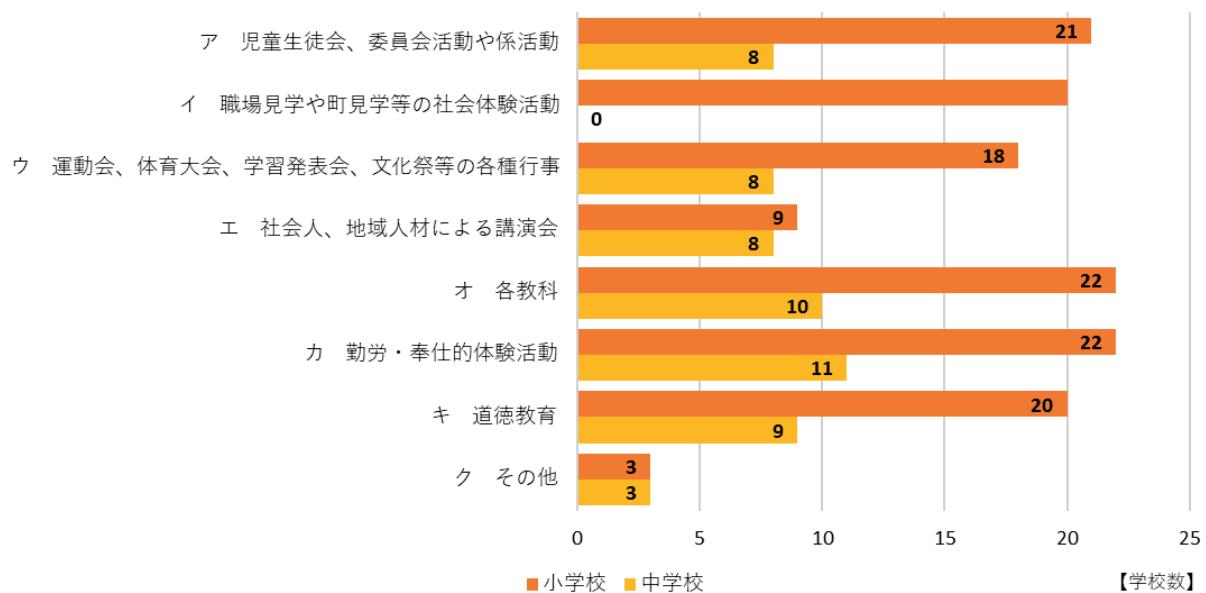
## (6) キャリア教育

技術革新の進展により、今後十数年後には、我が国の労働人口の相当規模がAIやロボットに代替される可能性が予想されています。このように急激に変化する社会を生きていくには、今以上に生き方、働き方についてしっかりととした考えを持つことが必要です。

本市において、小学校では、働くことの大切さを理解させ、夢や希望を持ち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、社会における自らの役割や将来の生き方、働き方等を考えさせ、目標を立て計画的に取り組む態度を育成すること、高等学校では、自らの進路について具体的に考えさせ、社会に出ていく準備を行うことなど、各学校で発達段階に応じたキャリア教育<sup>8</sup>を行っています。

今後、更にキャリア教育を推進するために、様々な職場での体験学習・インターンシップ<sup>9</sup>、企業経営者等による話を聞く機会の増加を図るとともに、事前・事後の学習を充実させ、自ら学び、考えさせることを通して、深い学びにつなげる必要があります。

本市のキャリア教育の教育活動内容（小・中学校）



資料：平成30年度学校教育に関する実態調査

<sup>8</sup> キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

<sup>9</sup> インターンシップ：学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度

## (7) 体育や運動能力

平成30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」から、児童生徒の体力は、小学校女子、中学校男女において、年々上昇している傾向にあります。県の傾向としては、小学校では、全国との差が縮まり、中学校では全国との差が広がっています。本市の「体力と運動能力」は、平成30年度、小学校男女、中学校男子においては、県平均と差はありません、全国平均より下回っている状況にあります。中学生女子は、県平均を下回り、全国平均との差も大きくなっています。

項目ごと見ると、小・中学校ともに、柔軟性と全身持久力に優れています、瞬発力や敏捷性、筋力などは低い傾向が見られます。

また、本市の児童生徒の運動実施時間の結果から運動を行う生徒と運動をしない生徒の二極化があることが伺えます。

小学校においては、全ての児童が、楽しく安心して運動に取り組むことができるようになります。その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る必要があります。また、中学校においては、心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、体を動かす楽しさや心地良さを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、学習の結果としてより一層の体力の向上を図る必要があります。

【平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査】

運動実施時間		420分（1日平均60分）		0分	
		男子	女子	男子	女子
小学校	市	58.7%	36.0%	1.3%	1.6%
	全国平均	54.2%	30.7%	3.4%	4.9%
中学校	市	81.0%	60.7%	4.5%	10.0%
	全国平均	85.2%	62.7%	4.9%	13.5%



学級全体で体力づくり



小学校陸上記録大会

## (8) 安全・安心な教育環境

学校における子どもたちの安全を確保するためには、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる防災教育や子ども自身に危険予測、回避能力を身に付けさせる実践的な安全教育等を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るために環境や体制整備、児童生徒が安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

毎年、本市内でも学校外における不審者の声かけ事案など児童生徒の安全を脅かす事案や登下校中に児童生徒が被害者となる交通事故も発生しています。

本市では、スクールガードリーダーやスクールガード等の見回り、市内全小・中学校の危機管理マニュアルの見直し、各学校における防犯教室や交通安全教室等の実施等により、学校における安全性の向上に取り組んでいます。更に、子どもたちを守るこれらの取組を推進していくためには、今後も学校・家庭・地域が連携した安全な環境づくりが必要です。

また、学校は、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の地域住民の応急避難場所でもあるため、学校施設の耐震化（天井材等の非構造部分を含む）、老朽化対策など安全・安心な環境整備に加え、空調整備やトイレの洋便器化など、防災機能の強化も求められています。

## (9) 家庭・地域の教育力

近年、少子高齢化の進行や核家族化による家族形態の変化、共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化等に伴い、児童生徒が本来、家庭の中で身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識が十分に備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。このことにより、子育て世代を支える力も弱くなり、子育ての不安や悩みを解消する場や機会も減少してきています。

平成26年に「鹿児島県家庭教育支援条例」が施行されたことを受けて、「家庭は教育の原点」であり重要な役割を担うことを再認識するとともに、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした家庭教育の必要性や地域住民とのふれあいや豊かな体験活動等を通して他人を思いやる心や善惡の判断等の倫理観を育んでいくことが重要視されています。

また、地域社会においては、児童生徒の日常の見守りのほか、青少年の健全育成等への取組、地域の大人や異年齢との交流などを通した様々な人づくりにつながる活動があります。

本市においては、「地域の子どもは地域で育てる」をキャッチフレーズに鹿屋寺子屋事業における地域住民による放課後の子どもたちの見守り活動や体験活動、地域や関係機関・団体等がそれぞれの実情に応じた育成活動等を展開しています。

のことからも、家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ相互に協力できる取組を推進し、家庭や地域の教育力を高め、児童生徒を育てていくことが求められています。

# 第3章 鹿屋市第2期教育大綱

## 1 基本理念

### 未来を担う心豊かでたくましい人づくり

人口減少や高齢化が進むとともに、技術革新やグローバル化の進展に伴い産業構造や社会システムが大きく変化しています。このような中で、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と社会の持続的な成長・発展のため、教育においては、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成が求められています。

このため、自立・協働・創造の理念の下、学校教育の充実により、児童生徒の確かな学力の向上、健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図るとともに、生涯学習の充実を通して、家庭や地域の教育力を高め、郷土を愛し、協力しあい、未来を担う心豊かでたくましい人づくりを目指します。

## 2 基本目標

### (1) 知・徳・体を調和的に育む教育の推進

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、急激に変化する社会を生き抜いていくうえで必要な確かな学力をはじめ、規範意識や感性など豊かな心や健やかな体を育む教育が求められています。

このため、本市の子どもたちの教育には、新しい社会へ主体的に参画し、新しい社会を創造していく上で基盤となる資質・能力の育成とともに、心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う、知、徳、体を調和的に育む教育を推進します。

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育及び小中一貫教育の推進、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

## (2) 一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現

いつの時代にあっても、誰もが幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにしていくことは教育の基本です。教育を通じて全ての人が持つ可能性を開花させることで、一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる平和な社会の実現を目指すことが求められています。

このため、社会の急激な変化に伴い多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民へ生涯を通じて自ら主体的に学習できる学習機会の提供、多くの人が学習活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

社会教育においては、学校や家庭、地域、企業等が連携・協働して人づくり、地域づくりを進める社会を目指し、市民が郷土に愛着をもち、学習成果等を生かして地域課題の解決へ主体的に取り組む意識を涵養します。

文化芸術では、心豊かで多様性に溢れ、創造的で活力ある社会を構築するため、市民が生涯を通じて文化芸術に触れられる機会の充実や主体的に文化芸術活動に参加できる場を提供し、文化の香り高いまちづくりを進めます。

史跡や伝統芸能などの文化財については、地域の財産として確実に次代へ引き継ぐとともに、地域の伝統文化への参画や文化財継承のための活動を通じ、コミュニティとの絆を深める取組を推進します。

また、誰もが生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができ、体力の維持向上や健やかな心身を育む環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。

# 第4章 今後5年間に取り組むべき施策（基本計画）

## 1 本市教育施策の方向性

本市教育の取組における基本的な考え方を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の9点に整理します。

### （1）次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

これからの中学生たちは、超スマート社会（Society5.0）を生きることになります。複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、必要な力を確実に育んでいきます。

### （2）豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

今後、技術革新やグローバル化の進展に伴う社会変化の中で生きる子どもたちにとって、お互いの人格を思いやりの気持ちで尊重し、基本的な生活習慣や人としてしなければならないことなど、社会生活を送る上で持つべき規範意識を養うとともに、法や決まりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。

また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、より良い方向を目指す資質・能力を育む教育を推進します。

### （3）信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるように、児童生徒の発達段階に応じて、組織的かつ計画的な教育を行っています。

この教育目標を達成するため、学校、教職員が役割を十分に果たし、「信頼される学校づくり」を進めていきます。

また、「次世代の学校」として、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考え方から、「地域とともにある学校」づくりも求められています。更に信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組んでいきます。

## （4）安全・安心な教育環境と教育活動の充実

子どもたちが将来への夢や希望を抱き、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むために、安全で快適に学び、安心して過ごせる学校施設の整備が求められています。

また、児童生徒が多様な考えに触れながら切磋琢磨し学ぶことができる環境整備に向けて、小・中学校の適正規模と適正配置を推進していく必要があります。このようなことから、本市においては、学校の活性化及び学校規模適正化、学校施設老朽化対策、学校給食の環境整備を推進し、将来を担う子どもたちの安全・安心な教育環境の整備及び教育活動の充実を目指します。

## （5）心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

平成18年12月に改正された教育基本法第3条に「生涯学習の理念」が明記され、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と述べられています。「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっています。

国は、国民一人ひとりが生涯を通して学ぶことができる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。本市においても市民一人ひとりの学びを大切にするとともに、学びの成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。

## （6）開かれつながる社会教育の充実

社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動です。また、社会教育は人々の自発的な学習を基礎として行われており、教育的 requirement を満足させ、個人の幸福と社会の発展を図ることを目的に、生活のあらゆる機会と場所において行われています。

本市でも、多くの住民の主体的な参加を得て、多様な社会教育関係団体等との連携・協力と幅広い人材の支援による社会教育を推進し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、地域の子どもは地域で育てる環境の充実に取り組みます。

## （7）人権を尊重する平和な社会の実現

全ての市民が平和で人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

このため、人権教育活動の実施や積極的な人権問題に関する啓発、広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図ります。

## （8）文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものです。心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力のある社会を構築するため、文化芸術の「多様な価値」を創造して、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められています。

子どもから高齢者、障害者や在留外国人まで、あらゆる人が生涯を通じて文化芸術活動に触れられる機会を創ります（ひとり1スポーツ1文化活動の推進）。特に、児童生徒が生の文化芸術に触れられる機会を充実するとともに、市民が主体的に文化芸術活動に参加できる場の提供や支援、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供し文化の香り高い心豊かなまちづくりを目指します。地域で育まれてきた文化財や伝統芸能等は地域の豊かさの基盤であることから、地域の財産として確実に次代に引き継ぐとともに、鑑賞機会を確保します。また、地域の伝統文化への参画や文化財継承のための活動を通じ、コミュニティの絆を深める環境の整備を目指します。



高校生ミュージカル「ヒメとヒコ」

## （9）生涯スポーツの振興

スポーツは、楽しみながら自ら身体を動かすという人間の欲求に応え、本来楽しいものです。スポーツを行うことによって体力の向上や精神的なストレスの発散・解消、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進を図ることができます。また、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会が求められています。

このようなことから、平成28年に「鹿屋市スポーツ推進計画」を策定したところであり、年齢や性別、障害の有無を問わず、誰もが生涯にわたって日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができ、体力の維持向上や健やかな心身を育むことができる「生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるまち」を目指します。

## 2 本市教育施策の体系図

基本理念：未来を担う心豊かでたくましい人づくり

基本目標	施策の方向性	施 策
(1) 知・徳・体を調和的に育む教育の推進	(1) 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進	① 確かな学力の向上 ② 英語教育・国際理解教育の推進 ③ 特別支援教育の推進 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 教育の情報化の推進 ⑥ 環境教育の推進 ⑦ 郷土教育の充実 ⑧ 幼児教育の充実 ⑨ 主権者教育
	(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	① 道徳教育の充実 ② 生徒指導の充実 ③ 人権教育の充実 ④ 体験活動の充実 ⑤ 読書活動の推進 ⑥ 食育の推進 ⑦ 健康教育の充実 ⑧ 体力・運動能力の向上
	(3) 信頼される学校づくりの推進	① 学校運営の充実 ② 教職員の資質向上 ③ 開かれた学校づくり ④ 安全・安心な学校づくり ⑤ 学びのセーフティネットの充実
	(4) 安全・安心な教育環境と教育活動の充実	① 学校の活性化及び学校規模適正化の推進 ② 学校施設老朽化対策の推進 ③ 学校給食に係る環境整備の推進 ④ 市立高等学校の活性化
(2) 一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現	(5) 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進	① 学習環境の整備 ② 学習機会の充実 ③ 学習推進体制の充実
	(6) 開かれつながる社会教育の充実	① 地域の子どもは地域で育てる環境の充実 ② 成人教育の充実 ③ 家庭教育の充実
	(7) 人権を尊重する平和な社会の実現	① 人権教育と啓発の推進 ② 平和教育の推進
	(8) 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承	① 文化芸術活動の促進と環境づくり ② 文化財の保存・活用・伝承
	(9) 生涯スポーツの振興	① スポーツ活動の推進 ② スポーツ交流の推進

### 3 具体的施策の展開

#### （1）次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

##### ① 確かな学力の向上

###### 【現状と課題】

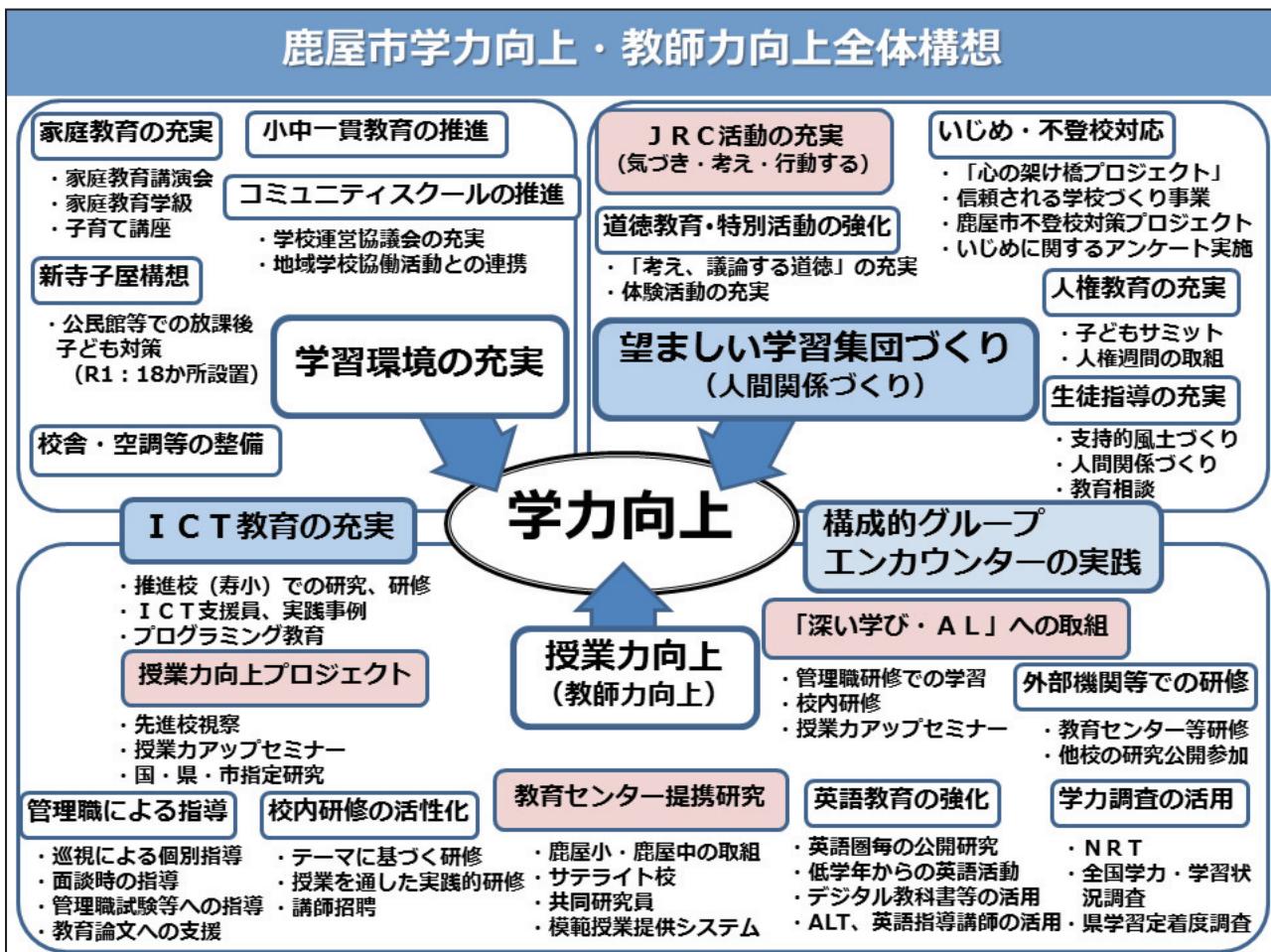
- これから時代をたくましく生きぬく資質・能力を育成するには、「確かな学力」を身に付ける取組が重要です。  
その取組の3つの柱として、①生きて働く「知識・技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養があげられています。
- 学校は一つの社会であり、より良い人間関係を構築することを学ぶ場です。子どもたちには、互いに認め合い、支え合う支持的風土を作り出す経験が重要です。また、その支持的風土は学力を高める基盤でもあります。
- 近年の全国学力・学習状況調査や鹿児島学習定着度調査、標準学力検査（NRT）<sup>10</sup>等の諸検査の結果によると、本市の子どもたちは、基礎的・基本的な内容の確実な定着が求められていると同時に、思考力・判断力・表現力等の一層の育成が求められています。
- 令和2年度小学校から順次始まる新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組む必要があります。

###### 【施策の方向性と主な取組】

- 効果的な研修機会の充実等により、教職員の授業力向上、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の工夫・改善を推進します。
  - ・ ミドルリーダーを中心とした教職員の先進地派遣研修等の実施及び研修成果の市内全学校への還元、波及
  - ・ 研究提携校である鹿屋小・中学校及び共同研究員が中心となって運営するワークショップ型研修会「授業力アップセミナー」の充実
  - ・ 新規採用教員や再任用教員、中堅教員など、教職員の経験に応じたターゲット研修会（ミドルリーダー、フレッシュ4th研修会等）の実施
  - ・ 各教科の指導力向上を目指した市教科部会の構築と内容の充実
  - ・ I C T（教育機器）活用による教職員の指導法改善
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視した授業づくりを推進します。
  - ・ 言語能力の確実な育成と理数教育の充実
  - ・ 全ての学習の基礎となる読解力の育成や家庭での取組につながる読書活動の推進
  - ・ Web問題や過去問の積極的な活用
- 小・中・高校全ての校種で新学習指導要領を周知するとともに、確実に実施します。

<sup>10</sup> 標準学力検査（NRT）：標準化の課程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が保証されている我が国でも多く実施されている標準学力検査（標準化された学力検査）

- ・市研究協力校研究公開の充実（各研究教科における指導法改善等）
  - ・校内研修への指導主事派遣
  - ・管理職研修会における新学習指導要領の共通理解の徹底
  - ・授業参観等を通した保護者、地域住民への周知
- 支持的風土の中で、自己との対話を重ねつつ、他者と協働して自分の考えや集団の考え方を発展させます。
- ・構成的グループエンカウンター<sup>11</sup>の授業を通した職員研修
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を中心に、教養と専門性を備えた地域の人材が授業に参加するなど、学力向上に共に取り組みます。
- ・各学校で決める共通実践事項（凡事徹底）への取組の徹底
  - ・市内全ての小・中学校における小中一貫教育の推進



<sup>11</sup> 構成的グループエンカウンター：カウンセリングにおける人間関係づくりの技法であり、触れ合いづくりと自己発見をねらいとし、心と心の触れ合いを深め、集団及び個人の成長をはかるもの

## ② 英語教育・国際理解教育の推進

### 【現状と課題】

- 小学校中学年の外国語必修化、高学年の教科化を受け、中学校以降の英語教育が大きく変わることから、より一層、小・中・高校で一貫した英語教育が求められています。
- 本市では、平成17年度から積み上げてきた英語教育の研究をもとに、平成30・31年度文部科学省の教育課程特例校として、英語教育（1・2年生20時間、3・4年生35時間、5・6年生70時間）及び一部文字指導を3、4年生に実施し、日々の授業実践を通して各校で新学習指導要領完全実施に向けた準備を進めています。
- コミュニケーションに対する積極性や物怖じしない態度が育成されている反面、下の表のとおり、中学3年生の英検3級程度以上の英語力は、国が求めている目標に達成していません。更に中学校の英語教員に求められる英語力は準1級程度以上と言われていますが、同等の資格を有する英語教員は本市全体で25%と低い状況にあります。

#### 【英語教育状況調査 調査日：12月1日】

英検3級程度以上の英語力を有する生徒の全生徒に占める割合（中学3年生）

	目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鹿屋市	50%	33.4%	32.8%	37.2%	42.1%
全国	50%	36.6%	36.1%	40.7%	42.6%

### 【施策の方向性と主な取組】

- 校種の枠を外し、小学校低学年から系統的に英語教育を行うことで、4技能5領域のコミュニケーション能力を育成し、本市の子どもたちが生活の中で使える英語を習得することを目指します。
  - ・ 小学校担任・英語教員指導力向上研修会の充実
  - ・ 文部科学省教育課程特例校における小・中学校の一貫した年間指導計画作成による英語教育の効果的な推進
  - ・ 英語教育圏指導会議（市内小・中学校を5つの圏域に分けた研究授業や交流授業）の実施
  - ・ 英語指導講師、委託業者によるALT派遣事業の充実
  - ・ イングリッシュ・チャレンジ事業（英検検定料助成）による英検資格取得の促進
  - ・ イングリッシュキャンプや英検勉強会など楽しく英語を学べるイベント等の充実
  - ・ 中学生英語弁論大会の開催など、学習成果を発表できる機会の充実
- 郷土に誇りを持ち、グローバル社会において活躍できる人材を育むことを目指し、国際理解教育を推進します。
  - ・ 国際交流所管課との連携によるイベントを活用した啓発（高校生留学促進やALTを活用したブースの設置、外国人による日本語弁論大会の実施）
  - ・ 市立図書館等において、ALTによる英語の絵本の読み聞かせ等の実施
  - ・ アジア太平洋農村研修センターや大隅青少年自然の家との連携による児童生徒の国際交流イベントへの参加の促進
  - ・ 教員の国際交流への理解を深めるための鹿屋体育大学イングリッシュルームの活用

### ③ 特別支援教育の推進

#### 【現状と課題】

- 特別な支援を必要とする児童生徒は、これまで以上に増加しており、より効果的な就学指導のもと一貫した支援体制づくりや教職員の専門性の向上が必要です。
- 本市では、小・中学校において、特別支援学級への入級や通級指導教室に通級する児童生徒は増加しており、障害の状態に応じた指導を行うために、特別支援教育支援員や学習支援員のニーズが高まっています。
- 更に障害のある児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、鹿屋養護学校や幼稚園・保育園、発達支援事業所などの関係機関と連携し、連続性のある適切な指導及び支援の充実を図ることが不可欠です。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 障害のある幼児・児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒に対する正しい理解と認識を図り、早期からの効果的な就学指導や乳幼児期から連続性のある支援体制の整備を図ります。
  - ・ 市就学医学・心理学教育相談の相談体制の再構築及び相談機会の増加
- 小・中学校に在籍する障害のある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援体制の整備を図ります。
  - ・ 各学校における特別支援教育に関する校内研修の充実
  - ・ 各学校における校内教育支援委員会の計画的な開催
  - ・ 特別支援教育支援員の充実及び計画的な配置
  - ・ 特別支援学級へのタブレット型PCの配置の推進
- 特別支援学校、幼稚園・保育園、発達支援事業所などの関係機関との連携強化及び教職員等の指導力向上を図ります。
  - ・ 特別支援学校や幼稚園・保育園と連携した研修会の充実
  - ・ 特別支援教育センター（仮称）の設置の検討

【本市の特別支援学級数・児童生徒数の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
児童生徒数(人)	153	163	197	212	263	308	360
学級数(学級)	45	46	55	58	64	69	82

【本市の特別支援教育支援員数の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特別支援教育支援員数(人)	23	26	31	33	33	36	38

#### ④ キャリア教育の推進

##### 【現状と課題】

- 自分の夢や目標を実現するために、学ぶことの必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向け、基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- 各学校では仕事や職業に関する講演会等を実施し、生き方について考える機会を設けています。また、職場見学や職場体験学習など直接、現場での体験学習を行っています。
- 小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育の推進や職場体験・インターンシップなどの体験を通した学習の事前・事後の取組の充実、「学び」と「実社会」とを結びつける地域と一体になったキャリア教育を推進する必要があります。

##### 【施策の方向性と主な取組】

- 小・中・高等学校において、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成していくことを目標に、全ての教育活動の中で、それぞれの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
  - ・ キャリアパスポート<sup>12</sup>を活用した小・中・高等学校の一貫した教育の推進
  - ・ 職場体験学習やインターンシップに係る事前・事後の学習の充実（職業調べ・職場体験新聞の発表等）
- 全職員がキャリア教育の意義を共通理解し、学校内外で組織的にキャリア教育を推進します。
  - ・ キャリア教育に関する校内研修の充実
  - ・ 上級学校や関係機関等と連携した教職員研修の実施（中学校進路指導担当教員の職業系高校における研修等の実施）
- 家庭、地域、関係機関等との連携を図り、地域ぐるみでキャリア教育を推進します。
  - ・ 地域を巻き込んだ職業講話、職場見学等の実施
  - ・ 企業経営者や技術者などによる出前授業等の実施
- 高校生が自ら小学生等へのキャリア教育を行うとともに、自らのキャリア意識を育む取組を推進します。
  - ・ 鹿屋女子高校生によるキッズビジネススタウン（小学生が模擬的に設置された街の中で職業体験や流通体験ができるイベント）の開催
  - ・ キッズビジネススタウンの開催を通じた鹿屋女子高校生自身のキャリア意識の醸成

<sup>12</sup> キャリアパスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ

## ⑤ 教育の情報化の推進

### 【現状と課題】

- 急激に変化する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実が求められています。
- Society5.0時代に生きる子どもたちにとって、PC端末は鉛筆やノートと並ぶ必要な道具です。本市の学校における教育用コンピュータ整備状況は、5.5人に1台（県平均3.3人に1台）となっています。国は、「GIGAスクール構想の実現」に向けて、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するなどの計画を示し、本市においてもコンピュータ機器等の整備の推進が急務となっています。
- 平成30年度学校における教育の情報化等の実態に関する調査（文部科学省）によると、「授業中にICTを活用して指導すること」や「児童生徒のICT活用を指導すること」「情報活用の基礎となる知識や態度について指導すること」について「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合は、全国平均より低い状況になっています。
- 今後は、情報活用能力を含め、コンピュータの操作スキル（文字入力など基本的な操作）の習得やプログラミング教育、SNSを介したトラブル回避、ネット犯罪の被害から身を守る情報モラル教育を推進していく必要があります。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 国のGIGAスクール構想の推進による教育環境の整備を図ります。
  - ・ 校内ネットワークの充実
  - ・ タブレット、PC等の1人1台体制の整備推進
- 教科指導等において、ICTの効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ります。
  - ・ 市内小・中学校の情報教育担当者会等の実施による教職員のICT活用能力の育成
  - ・ 電子黒板やデジタル教科書などICTを活用した授業実践の推進
- 新学習指導要領に示された各教科等におけるプログラミング教育の充実を図ります。
  - ・ 鹿屋市ICTモデル校による研究の充実及び研究成果の全学校への普及
  - ・ 授業を通じた研究授業の実施
- 情報化社会において、人権尊重や健康との関わり、情報手段を正しく利用し、トラブルを回避できる能力などを学ぶ情報モラル教育の充実を図ります。
  - ・ 啓発資料を活用した児童生徒への指導の充実
  - ・ 県総合教育センター等が開催する研修会への教職員の派遣
  - ・ スマートフォンのフィルタリングや家庭内ルールの設定など家庭との連携強化
  - ・ SNSツールの適切な取扱いやマナー等について学ぶ機会の提供
- 学校における教育活動の充実や効率的な校務遂行のためのICT環境の整備を図ります。
  - ・ 「鹿屋市教育の情報化ビジョン」に基づく各学校におけるICT機器・ソフトの整備推進
  - ・ 統合型校務支援システム<sup>13</sup>の導入による教職員の業務効率化の支援

<sup>13</sup> 統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム

## ⑥ 環境教育の推進

### 【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類にとって喫緊の課題であり、農林水産業が盛んな本市にとって、地域の豊かな環境を守っていくことは重要な課題です。また、教育基本法の中で、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- 本市では、環境問題解決に自ら進んで取り組む人材育成を図るために、「エコバス」などの事業を取り入れ、環境問題に対する興味関心を高め、自分たちのこととして捉える取組を進めています。
- 環境教育については、小・中・高等学校において各教科や総合的な学習（探究）の時間などで、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、全ての小・中・高等学校で体験的な活動を取り入れています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 各教科や総合的な学習（探究）の時間、特別活動など教育活動全体を通して、関係機関と連携しながら環境教育の充実・推進を図ります。
  - ・ 学校外の施設や人材を活用した総合的な学習（探究）の時間の充実
  - ・ 小・中学校理科部会が中心となった子どもの自由研究の取組の推進
  - ・ 鹿児島大学理学部との連携による理科作品展、科学の祭典等の取組の推進
- 身近にある環境や施設での体験活動を通して、実感を伴った学習から環境を守る主体として実践的な態度を育てます。
  - ・ エコバスを活用した環境学習（浄水場、ゴミ処理場等の見学）の推進



エコバスを活用した社会科見学



科学の祭典

## ⑦郷土教育の推進

### 【現状と課題】

- 地域で守り育まれてきた伝統と文化に誇りを持ち、その良さを継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国の文化や歴史を尊重し、国際社会の発展と平和に貢献する態度を養うために、郷土教育の推進が重要です。
- 平成30年12月に、県民が郷土に対する理解と関心を深めることを目的として、鹿児島県県民の日を定める条例が制定されました。
- 全ての小・中学校で「郷土教育の全体計画」が策定され、地域や学校の特色を生かした教育活動がなされています。
- 鹿児島の歴史や文化を知ることができる「かごしまジュニア検定<sup>14</sup>」への積極的な参加の促進に取り組んだ結果、受験者数が増加しています。
- 少子高齢化や過疎化等により、これまで継承してきた伝統芸能や地域の伝行事等を受け継ぐ取組を続けることが難しくなっています。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、地域行事や地域ボランティア活動に参加している児童生徒が全国平均に比べて少ない状況です。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 伝統文化、農業体験等を行い、郷土の素材を生かしながら、郷土に根ざした教育活動の充実を図ります。
  - ・ 地域と連携した郷土の良さを生かした特色ある教育活動の充実
  - ・ 学校給食における地場産物の活用や、地域の郷土食等の提供
- 各学校の教育活動において、児童生徒が地域や郷土の歴史、文化に触れる機会をつくり、各地域の関連施設の活用を促進しながら、郷土に対する理解と関心を深める取組を推進します。
  - ・ 総合的な学習（探究）の時間の実施における地域の関係機関との連携
  - ・ 鹿児島の歴史や文化を学ぶ「かごしまジュニア検定」への積極的な参加の促進
  - ・ 「かのや未来創造プログラム～平和の花束～」<sup>15</sup>を通じた郷土の歴史の再認識
- 教職員が本市の文化、歴史、伝統等についての理解を深めるため、郷土に関する研修等の充実を図ります。
  - ・ 郷土教育に関わる教職員の積極的な地域行事等への参加の促進
  - ・ 新規転入職員の地域への理解を深める校内研修の実施
- 地域行事への積極的な参加を促し、地域で児童生徒を育てる仕組みを構築します。
  - ・ 児童生徒の地域に伝わる伝統芸能への積極的な参画の促進

<sup>14</sup> かごしまジュニア検定：県内の小学5年生から中学2年生までを対象に鹿児島の歴史や文化等を知ることの楽しさに触れ、その成果を実感することができるよう鹿児島商工会議所が主催して行われる。

<sup>15</sup> かのや未来創造プログラム～平和の花束～：平和や人権について考えることを目的に多くの特別攻撃隊が出撃していった鹿屋の地から平和のメッセージを発信するもの

## ⑧ 幼児教育の充実

### 【現状と課題】

- 少子化や共働き世帯の増加等、社会状況が変化し、家庭や地域での子育てが孤立しがちな環境の中で、保護者が子育てに対する不安やストレスを解消し、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものより良い成長を実現できるような子育て支援が求められています。
- 園児が小学校生活にスムーズに移行できるように、スタートカリキュラムの充実など、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校との連携がこれまで以上に求められています。
- 核家族化等や、地域との関わりの希薄化が進む中、家庭教育について学ぶ場を設けるとともに、子育てに不安や悩みを持つ親同士の相互交流を図ることなどにより、適切な家庭教育を行うことが求められています。
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園<sup>16</sup>教育・保育要領の改訂について、平成30年度から施行され、各幼稚園等では、改訂の趣旨に沿った教育・保育の充実に取り組んでいます。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 幼稚園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育を実施できるように、関係機関との連携を密にし、幼児教育全体の質の向上を図ります。
- 園児の実態を適切に把握することで、就学相談・教育相談の充実を図ります。
  - ・ アプローチカリキュラム<sup>17</sup>及びスタートカリキュラム<sup>18</sup>の作成及び各小学校区での幼保小連絡会等での活用
  - ・ 小学校入学に備えた就学時健康診断の実施
  - ・ 児童の心身の健康状態を医学・心理面から診断する適切な就学指導の実施
- 幼稚園等、家庭、地域の連携により、子育て支援に係る取組を推進します。
- 家庭教育について学ぶ機会を拡充し、家庭教育の充実・向上を図ります。
  - ・ 市内幼稚園等で家庭教育学級を開設（令和2年3月現在：保育所3園、幼稚園2園、認定こども園2園）
  - ・ 「家庭教育ガイド」の作成・配布（2年に1回）による家庭教育の重要性の啓発

<sup>16</sup> 幼保連携型認定こども園：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運用を行うことにより、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する施設

<sup>17</sup> アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する幼児期の教育終了前のカリキュラム

<sup>18</sup> スタートカリキュラム：小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していくように編成した第1学年入学当初のカリキュラム

## ⑨ 主権者教育

### 【現状と課題】

- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、授業等を通して、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察して表現する力の大切さに気付かせるとともに、本市内の全学校が青少年赤十字（以下「JRC」という。）に加盟し、社会参画の意識を高めるため、「気づき・考え・実行する」という態度目標のもと、活動に取り組んでいます。
- 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養や、より良い社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 各教科や総合的な学習（探究）の時間、特別活動など教育活動全体を通して、関係機関と連携しながら、計画的な主権者教育の推進を図ります。
  - ・ 模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の計画的な実施の支援
  - ・ JRC活動の推進（態度目標「気付き・考え・行動する」の徹底）
  - ・ 市内全小・中学校が加盟するJRCの態度目標を生かした児童会、生徒会活動の推進（あいさつ運動・朝のボランティア活動等）
- 児童生徒が主体的に判断し、責任を持って意思決定できるよう発達段階に応じた指導計画の作成や教職員の指導力の向上を図ります。
  - ・ 主権者教育に関わる教職員の校内研修の実施
- 高校生や中学生のまちづくりへの参画と有権者としての意識の育成を図るための取組を推進します。
  - ・ 高校生や中学生が、主体的にまちづくりについて考え、発表する機会の提供



生徒会役員選挙 立会演説会



生徒会役員選挙の投票

## 【計画期間における数値目標】

### （1）次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
N R T 標準学力調査偏差値平均（小学校）	49.7	50.5	→	51.5	→	52.0	(1)－①
N R T 標準学力調査偏差値平均（中学校）	48.3	50.0	→	51.0	→	52.0	(1)－①
英検3級以上相当の英語力のある生徒の割合（中学校3年生）	37.5%	43.0	45.0	47.0	49.0	50.0	(1)－②
イングリッシュ・キャンプ参加者数	202人	210	220	230	240	250	(1)－②
特別支援教育支援員数	36人	38	40	42	44	46	(1)－③
幼保・事業所訪問の回数	2回	6	→	7	→	8	(1)－③
キッズビジネスタウン小学生来場者数	273人	290	300	310	320	330	(1)－④
I C T を活用して指導できる教員の割合	64.0%	70.0	80.0	90.0	95.0	100.0	(1)－⑤
自由研究及び理科作品の出品数	3,379点	3,400	3,430	3,460	3,490	3,520	(1)－⑥
科学の祭典参加者数	1,000人	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	(1)－⑥
応援団派遣回数	3,441回	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	(1)－⑦
かごしまジュニア検定受験者数	2,009人	2,050	→	2,100	→	2,200	(1)－⑦
家庭教育学級会員数（幼稚園・保育園）	362人	450	470	490	510	530	(1)－⑧
家庭教育講演会参加者数	1,107人（2回）	750（1回）	775（1回）	800（1回）	825（1回）	850（1回）	(1)－⑧
主権者教育に関する出前授業の実施校数	30校	31	32	33	34	35	(1)－⑨

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## (2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

### ① 道徳教育の充実

#### 【現状と課題】

- 学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともにより良く生きるための基盤となる道徳性を養うことを目指しており、新学習指導要領に位置付けられた「特別の教科 道徳」（以下 道徳科）を要として、学校の教育活動全体を通じて行われています。
- 教職員への研修の実施や全体計画、1単位ごとの計画案の作成により、道徳の教科化に円滑に対応することができました。
- 本市の児童生徒は、「全国学力・学習状況調査」における「規範意識」に関わる設問に対して、「規則を守る」と肯定的に回答した割合が9割を超え、全国平均とほとんど変わらないという結果が得られています。
- 道徳教育の充実のためには、教員の指導力及び評価に係る能力の向上を図る必要があります。また、道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表するなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携、協力を図ることが不可欠です。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- いじめ問題への対応や「考え、議論する道徳」の実現のために、教材の開発や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業づくりに取り組みます。
  - ・ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる道徳科授業づくりに向けた研修の実施
  - ・ 「いじめ問題を考える週間」におけるいじめ問題をテーマとした道徳科授業の実施
- 児童生徒の実態を踏まえ、発達の段階に応じた豊かな体験活動の積み重ねを通して、教育活動全体で道徳教育の充実を図るとともに、教職員の指導力及び評価に係る能力の向上を図ります。
  - ・ 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置いた道徳科授業の実施
  - ・ 市内全ての学校で道徳科の授業を通じた研修の実施による教職員の指導力向上
  - ・ 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を適切に把握・評価するための記録の蓄積と共有
- 児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域、各種団体等との連携を深めるとともに、地域全体で道徳教育に取り組めるような仕組みづくりを推進します。
  - ・ 総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等と関連させた各学校における特色ある教育活動の実施
  - ・ 毎月第2週の「鹿屋市道徳教育週間」や児童生徒の心を育む「心の教育の日」における授業公開等を通じた家庭や地域社会との連携
  - ・ 道徳科授業における保護者や地域社会の協力体制の構築
  - ・ 道徳教育関連事業の充実（かのや未来創造プログラム～平和の花束～、鹿屋市子どもサミットの開催）

## ② 生徒指導の充実

### 【現状と課題】

- 生徒指導とは、一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、全ての児童生徒のそれぞれの人格のより良き発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。
- 「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、本市のいじめの認知件数は241件となっており、いじめ問題解消に向けて早期発見・早期解決に努めるなど、迅速かつ組織的な対応が求められています。
- 「心の架け橋プロジェクト事業<sup>19</sup>」等を通して不登校児童生徒の相談活動の充実を図ってきたところ、不登校児童生徒数は減少し、平成30年度で113人となっています。今後、社会的自立に向け、更に一人ひとりの様々な実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関が連携した取組を充実する必要があります。
- 子どもたちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況が見受けられ、周囲の大人が子どもたちのSOSをどのように受け止め、組織的かつ迅速に対応を行い、関係機関等につなげて対処していくかが重要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要です。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 学校の生徒指導体制を充実し、全職員が一体となったチーム学校としての取組を推進します。
  - ・ 生徒指導に係る全校指導体制の確立
  - ・ 市生活指導主任等研修会、市カウンセリング研修会等による教職員の指導力向上
  - ・ 構成的グループエンカウンターの計画的実施の推進
  - ・ 鹿屋市不登校対策プロジェクト<sup>20</sup>を活用した全小・中学校での共通理解、共通実践の推進
  - ・ 小中一貫教育の視点に立った小・中連携と中1ギャップ<sup>21</sup>への対応
- 学校・家庭・関係機関との連携を通した「心の架け橋プロジェクト事業」の充実を図ります。
  - ・ マイフレンド相談員<sup>22</sup>・指導員によるいじめ問題や不登校問題への対応の充実
  - ・ スクールカウンセラー<sup>23</sup>による相談活動の充実

<sup>19</sup> 心の架け橋プロジェクト事業：いじめ、不登校等の問題行動にあたって、学校の教育相談体制の充実と不登校等や何らかの理由で学校に行けない児童生徒に対して、保護者、学校、関係機関等と連携して学校復帰に向けた支援、指導等の充実を図るもの

<sup>20</sup> 鹿屋市不登校対策プロジェクト：不登校問題の解決を図るために、プロジェクト員による協議や実践発表を通して、対応策等を検討し、市内全小・中学校で共通理解、共通実践を図ることを目的とする

<sup>21</sup> 中1ギャップ：小学校から中学校へ入学した際、それまでとの環境の変化についていけず、いじめや不登校が発生する現象

<sup>22</sup> マイフレンド相談員：学校の充実や不登校児童生徒に対する指導の充実を目指して、適応指導教室及び学校や家庭訪問による相談活動等に当たる指導員

<sup>23</sup> スクールカウンセラー：臨床心理士等の資格認定を請け、子どもの臨床心理に関して高度に専門的な知識と経験を有する者

- ・ 専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー<sup>24</sup>（SSW）による学校、家庭や関係機関との連携の充実
  - ・ いじめによる重大事案に対応する「いじめ対策第三者委員会<sup>25</sup>」の開催
  - ・ 鹿屋市子どもサミット<sup>26</sup>の開催（隔年開催）
- いじめについては、「一件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である。」という基本認識に立ち、いじめの積極的な認知・早期対応に取り組みます。
- ・ いじめに関するアンケートや県が学校における児童生徒の適応感を把握するために作成した「学校楽しいーと」の改善と活用
  - ・ 学校における相談の充実と、「かごしま教育ホットライン24」など外部の相談機関の周知
  - ・ 「特別の教科 道徳」等におけるいじめ問題への対応に係る指導の充実
- SNSを介したトラブル等、インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育を推進します。
- ・ 家庭と連携した情報モラル教育の推進
  - ・ 鹿屋市PTA連絡協議会と連携した取組（「9時オフ」に基づいた家庭における情報モラル教育の推進）



構成的グループエンカウンター



鹿屋市子どもサミット

<sup>24</sup> スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていくもの

<sup>25</sup> いじめ対策第三者委員会：鹿屋市立学校でいじめによる重大事態が発生した場合に、その事態に対処し、教育委員会が執るべき措置その他の事項について調査審議するため、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき置かれる委員会

<sup>26</sup> 子どもサミット：いじめ問題撲滅に対する児童生徒の意識啓発と自主的・自治的な取組の推進を図るもの

### ③ 人権教育の充実

#### 【現状と課題】

- 人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて自他の大切さを認めることができる子どもたちを育成するとともに、いじめの未然防止の観点から、人間関係を構築する能力を養うこと、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、実践力等を育成することが重要です。
- 教職員が子ども一人ひとりを大切にし、愛情を持って接しようとする姿勢は人権教育の基盤となるものであり、「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」という基本姿勢で子どもと関わり、チームとして子どもたちの成長を全力でつなぐ必要があります。
- 全ての学校及び地域において、地域の実情に即した人権教育に取り組み、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- 本市では、ハンセン病問題の解決促進に向けて、星塚敬愛園の訪問やハンセン病問題に関わる方々との交流を通じて、ハンセン病に対する正しい理解を深める取組を進めています。
- 本市で年1回開催している人権問題講演会の参加者数は年々増加傾向にあり、講演会後のアンケートにおいて、「理解が深まった」と回答した人の割合が80%を超えていました。  
(令和元年度実績:講演会参加者数594人)

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 全ての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ります。
  - ・ 人権教育の全体計画・年間指導計画等に基づく人権教育の推進
  - ・ 人権週間の取組の充実（学校だよりによる週間の啓発、講師を招いた人権集会の実施等）
  - ・ 「鹿屋市子どもサミット」の開催
  - ・ ハンセン病元患者等の人権、同和問題、障害者的人権、性的マイノリティに係る人たちの人権等の課題の正しい理解と人権感覚の醸成
- 教職員の人権意識の高揚、指導力等を高める取組を推進します。
  - ・ 市人権同和教育研修会における外部人材の活用
  - ・ 人権に関する校内研修や研究授業を通した職員研修の実施
  - ・ 地域の実情に即した人権教育の推進（星塚敬愛園、北朝鮮拉致被害者連絡会との連携）
- 「かのや未来創造プログラム～平和の花束～」を通して、人権意識の高揚を図るとともに、鹿屋から平和を願う思いを発信する取組を推進します。
  - ・ ジュニア平和ガイドの育成
- 各小・中学校に対しての人権ポスター及び人権標語コンクール等への応募を通して、人権問題への計画的・意図的・継続的な取組を推進します。  
(令和元年度実績:ポスター応募者数675点、標語応募者数5,240点)

## ④ 体験活動の充実

### 【現状と課題】

- 様々な体験活動は、子どもたちが達成感や成功体験を得て、課題に立ち向かう姿勢を身に付け、一人ひとりが自らの課題に立ち向かい、それを乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てる有効な機会です。
- 本市は、豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統や文化、そして大隅青少年自然の家やアジア太平洋農村研修村、鹿屋体育大学等の地域資源を数多く有しています。
- 本市は農林水産業を基幹産業としており、農業をはじめ畜産、漁業など、多様な農林水産業が展開されており、これらの産業を体験学習等の教育活動に生かす食農教育<sup>27</sup>が、多くの学校で実施されています。
- 各学校においては、地域の自然、資源などを生かした、自然体験活動、勤労生産体験活動及び地域の伝統芸能等、多様な体験活動を教育課程に位置付けて実施しています。
- 「かのや学校応援団」や鹿屋体育大学と連携したスポーツボランティアの活用など、保護者や地域、関係機関等の協力を得ながら、児童生徒が安心・安全に体験活動を実施できるような体制づくりを各学校で行っています。
- 「鹿屋っ子クラブ<sup>28</sup>」の中に、子ども会活動の支援に特化したジュニアリーダークラブを新設し、「わくわくアドベンチャー事業」や「子ども大会」など、子ども会が行う体験活動をサポートしています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 体験学習における本市の多様で豊かな資源の一層の活用や地域の特性を生かした体験活動の教育課程への適切な位置付けと指導の充実・改善を図ります。
  - ・ 集団宿泊学習や農業体験活動等における大隅青少年自然の家やアジア太平洋農村研修村、多様な農林水産業などの地域資源の活用
  - ・ エコバスを活用した環境学習（浄水場、ごみ処理場等の見学）の推進
  - ・ JRC活動<sup>29</sup>等のボランティア活動の推進
  - ・ 地域学校協働活動推進員や統括コーディネーター等と連携した地域の人材の発掘
  - ・ 児童生徒が主体的に取り組むための指導方法の工夫・改善
- 「かのや学校応援団」の拡充や地域学校協働活動へのスムーズな移行
  - ・ 地域学校協働活動推進員や統括コーディネーター等との連携
  - ・ 地域人材バンク等の整備
  - ・ 地域学校協働活動の推進体制の構築と環境整備
  - ・ 鹿屋体育大学と連携したスポーツボランティアの積極的活用
- 郷土愛等を育む地域での体験活動を推進します。
  - ・ 棒踊り、八月踊り、鉤引き祭り等の地域の特色を生かした伝統文化・伝統行事を受け継いでいく取組の推進
  - ・ 地域子ども会・鹿屋っ子クラブの活動の活性化
  - ・ 鹿屋寺子屋事業における地域の特色を生かした体験活動の実施
  - ・ 鹿屋市子ども会育成連絡協議会や鹿屋青年会議所によるアドベンチャー事業の実施

<sup>27</sup> 食農教育：「食」と、それを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。

<sup>28</sup> 鹿屋っ子クラブ：様々な研修活動、体験活動、ボランティア等を行う中高校生のグループ

<sup>29</sup> JRC活動：JRCはJunior Red Crossの略で、青少年赤十字活動のこと。

## ⑤ 読書活動の推進

### 【現状と課題】

- 読書は、子どもが言葉や文字に触れ、豊かな感性や情緒の基盤を育むとともに、表現力を高め、想像力を豊かにする上で欠くことのできない重要な活動です。また、学力と読書の関係性としては、数学などの問題文を理解する力（読み解き力）の向上が顕著に見られることから、児童生徒の学習活動や学校の指導内容の改善だけでなく、読書活動の指導にも取り組むことで相乗的に学力向上の効果を高めることができます。
- 本市では、「鹿屋市子ども読書活動推進計画<sup>30</sup>」をもとに、家庭、学校、地域ぐるみで読書活動を推進しています。
- 学校における朝読書の実施、市立図書館における「ほたる号<sup>31</sup>」での各学校、地域への図書貸し出し、親子読書会、読書グループによる読み聞かせ等、子ども読書活動の充実のため、家庭、地域、学校等での取組が行われています。
- 大隅広域図書館ネットワーク運営協議会では、近隣市町と連携し、蔵書数の増加や配達サービスといった読書環境の整備を図り、住民の読書活動を推進しています。
- 家庭での読書活動の取組が児童生徒の読書活動に与える影響が大きいため、今後家庭での読み聞かせや読書時間の設定、図書館利用の促進を啓発する取組が必要です。
- 市立図書館における入館者数、貸出者数は減少傾向にありますが、貸出冊数は、ほぼ横ばいとなっています。更に多くの市民の利用の促進を図る必要があります。
- ヤングアダルト世代（中高生）の学校図書館・公共図書館の利用が減少する実態を踏まえ、図書館利用の促進を啓発する取組が必要です。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 家庭、地域で子どもが読書に親しむ機会づくり及び読書環境の整備・充実を図ります。
  - ・ 「親と子の20分間読書運動」の推進
  - ・ 「鹿屋市民読書推進運動プロジェクト会議」の実施
  - ・ 市内の学校や公民館で読み聞かせ活動を行う「読書グループ」との連携の強化
  - ・ 7か月児健診時に絵本の読み聞かせの実演と絵本のプレゼントを行う「ブックスタート事業」の実施
  - ・ 移動図書館車「ほたる号」の利用促進
  - ・ 図書館を使った調べる学習コンクールの開催
- 学校図書館と連携した学習や読書活動を推進します。
  - ・ 読書グループ等が読み聞かせなどを定期的に行い、子どもが本に親しむ機会の提供
  - ・ 市内高校生によるビブリオバトル大会の実施
  - ・ 司書教諭や職員を対象とした講座「つながる図書館研究会」の実施（P O P作成、読み聞かせの手法、ブックトーク、自由研究の取り組み方等）
  - ・ 移動図書館「ほたる号」の学校巡回
- 「鹿屋市子ども読書活動推進計画」を着実に推進するために、関係教育機関・団体等への情報共有を図ります。
  - ・ 教育委員会を通した各種研修会の情報や図書館のイベントなどの情報共有

<sup>30</sup> 鹿屋市子ども読書活動推進計画：子どもの読書活動の推進に関する法律第9条の規定に基づき策定した計画

<sup>31</sup> ほたる号：図書館を利用しにくい地域の市民のために市内を巡回して図書館サービスを提供する移動図書館車

## 鹿屋市子ども読書活動推進イメージ

### 「親と子の20分間読書」運動の積極的な推進

親子のふれ合いを大切にする家庭の育成

読解力の育成

#### ●家庭・地域における推進

##### 家庭

- 家庭における取組の推奨
  - ・ 「親と子の20分間読書」運動
  - ・ 家庭での読書時間の設定
- 家庭への支援
  - ・ ブックスタート事業
  - ・ 図書館職員やボランティアによる「おはなし会」

##### 地域（市立図書館等）

- 読書に親しむ機会の提供
  - ・ 一日司書体験、子ども映画会
  - ・ 障がいのある子どものための環境づくり
- 図書貸出利用の充実
  - ・ 移動図書館車「ほたる号」による巡回貸出
- 読書ボランティアグループへの支援
  - ・ 読書グループ連絡会開催
- 地域の図書室における取組
  - ・ 学校応援団による朝の読み聞かせ活動
- 寺子屋事業における読書活動推進
  - ・ 地域のボランティアによる読み聞かせ、ワークショップの実施

推進の柱①

#### ●学校等における推進

##### 幼稚園・保育園・学校

- 子どもの読書習慣の確立
  - ・ 朝の読書（全校一斉読書）や読み聞かせの実施
  - ・ 「子ども読書の日」や「かのや宅習1・2・3運動」の推奨
- 家庭・地域（公共図書館等）との連携
  - ・ 家庭教育学級等における読書活動の啓発
- 読書指導の充実
  - ・ 発達段階に応じた読書指導（小学3・4年生を「読書指導重点学年」へ）
- 読書に関する表現・発表機会の充実
  - ・ テーマに沿った本を紹介する「ブックトーク」
  - ・ お薦めの本を紹介し合う書評合戦「ビブリオバトル」
- 学校図書館の利活用
  - ・ 学校図書館を活用した調べ学習

推進の柱②

#### ●子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進と推進体制の整備

##### 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

- 「子ども読書の日」を中心とした取組
  - ・ 公共図書館等が行うイベントの周知
- 学校、幼稚園、民間団体等への各種情報の提供
  - ・ 広報かのやで「お勧め本」の紹介
  - ・ 子どもの読書活動に関するイベント情報の発信

##### 推進体制の整備

- 子どもの読書活動推進体制の整備
  - ・ 市の関係機関、団体と具体的な方策についての検討、情報交換
- 民間団体等との連携・支援体制の整備
  - ・ 学校、幼稚園、病院、地域子育て支援センター等で読み聞かせの実施を希望する施設等に対する支援

推進の柱③

## ⑥ 食育の推進

### 【現状と課題】

- 児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育てる食育の推進が必要とされています。
- 平成17年に制定された食育基本法では、「食育は生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。」と規定されています。
- 本市においても、同法に基づき、「かのや『食』と『農』交流推進計画<sup>32</sup>」を策定し、生産者・消費者、農林水産関係者、学校関係者、行政機関等が一体となり、食育の推進に取り組んでいます。
- 学校においては、食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいて、教科や総合的な学習（探究）の時間、特別活動などで食育の推進に取り組んでいますが、家庭や関係機関などと連携した組織的な取組については課題があります。
- 食に関する指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導していく必要があります。また、学校・家庭・地域社会の連携、協力による食育の推進を進めるとともに、食を通じた家庭のコミュニケーションの大切さについて普及・啓発が必要です。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりを進めます。
  - ・ 学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の推進
  - ・ 「食に関する指導」の全体計画や年間指導計画の見直し
  - ・ 栄養教諭と連携、協力した食に関する指導の充実
  - ・ 食に関する地域人材（生産者）の積極的活用
  - ・ 市学校給食担当者会、南部学校給食センター給食担当者会、学校給食調理従事者等研修会の充実
  - ・ 職員研修等での共通理解のもと、食育推進体制（全校体制で指導）の整備推進
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域社会の連携を図ります。
  - ・ 日常生活での実践に向けた家庭への働きかけや望ましい食習慣の意識啓発による家庭での食育の充実
  - ・ 地域における生産者や食に関する知識・経験人材の活用
  - ・ 家族が共に食卓を囲む「共食」の大切さについて啓発
  - ・ 食に関する個別的な相談指導（食物アレルギー、瘦身、肥満、偏食等）の充実
- 「かのや『食』と『農』交流推進計画」に沿って、関係部局と連携し、子どもたちへ安心・安全な食材、地場産物の積極的な活用による食育の推進を図ります。
  - ・ 農業体験、漁業体験等の食に関する体験活動の充実
  - ・ 安心・安全な食材、地場産物の積極的な活用

<sup>32</sup> かのや『食』と『農』交流推進計画：「食」に関する取組を一体的に整理したもので、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画

## ⑦ 健康教育の充実

### 【現状と課題】

- 近年、子どもたちの生活習慣の乱れや性に関する問題行動、喫煙、飲酒、薬物乱用等、児童生徒の健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、児童生徒自身が健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けることにより、生涯にわたって健康的なライフスタイルを確立できるよう、学校における健康教育の充実を図ることが必要です。
- 令和元年度、フッ化物洗口希望者は90.3%ですが、本市のむし歯のない児童生徒（小6・中1）は、小学校56.5%、中学校47.2%、平成30年度のむし歯治療率は、小学校60.1%、中学校34.8%とあまり良くありません。また、令和元年度の肥満度調査でも、肥満度20%以上が10.3%、40%以上が2.7%となっています。
- 多様化する児童生徒の健康課題に適切に対応するためには、学校、家庭、地域、関係機関との連携が不可欠です。特に、歯・口の健康づくりや肥満傾向にある児童生徒の増加が大きな課題となっています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 学校の実態や児童生徒の発達段階を踏まえた学校保健の充実を図り、学校における組織的な健康教育を推進します。
  - ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導や性に関する指導等における全体計画や年間指導計画、教職員研修の充実
  - ・ 市内全小・中学校でのフッ化物洗口の実施によるむし歯の予防
  - ・ 食物アレルギーなど健康面で特別な配慮が必要な児童生徒への適切な対応
  - ・ 教職員の組織体制の充実
  - ・ 児童生徒及び教職員の健康診断等の充実
  - ・ 市養護教諭研修の充実
  - ・ 各学校における学校保健委員会への校医等の出席の促進と内容の充実
  - ・ 市学校保健会の活動の推進（むし歯予防ポスターの募集、研修視察、講演会の実施等）
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関との緊密な連携を図ります。
  - ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関との連携の一層の強化
  - ・ 歯科指導(歯科医師会との連携)や肥満度調査をもとにした親子健康教室(医師会との連携)の充実
  - ・ 薬物乱用防止教育、がん教育、性に関する指導等における関係機関との連携強化

## ⑧ 体力・運動能力の向上

### 【現状と課題】

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ることが求められています。
- 平成30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、体力・運動能力については、全国・県に比べ上位層が少なく、下位層が多い傾向があります。また、運動に対する興味・関心は全国・県とほぼ同等です。更に体育の授業については、楽しいと感じているものの、十分な運動量が確保できていない状況です。
- 体力・運動能力の向上を図るために、児童生徒に体を動かす楽しさや心地よさを実感させ、運動をする習慣を身に付けさせるとともに、各学校において、児童生徒の実態に応じた具体的な取組や、地域人材を活用するなど学校体育を組織的に推進する必要があります。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 学校ごとに、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、現状と課題を明確にするとともに、体力向上のための具体策や改善策を全校体制で実践します。
  - ・ 体力・運動能力調査の実施と分析による体力向上策の推進
  - ・ 「たくましいかごしまっ子育成推進プラン<sup>33</sup>」の策定と実践
- 児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会を作り、運動への興味・関心を高める取組を推進します。
  - ・ 市内全学校「チャレンジかごしま<sup>34</sup>」の推進
  - ・ 運動好きな子どもを育てるための授業づくりの推進
- 教員の指導力向上に向けた研修等の充実を図ります。
  - ・ 教科体育授業の充実（体育に係る研究授業や職員研修など）
  - ・ 市体育主任会の実施（各校における実践の情報交換）
  - ・ 体育・スポーツ資質向上等推進事業協力校の推進
  - ・ 県教育委員会と連携した「たくましいかごしまっ子育成推進校」を活用した研修
- 鹿屋体育大学との連携による体力・運動能力向上の取組を推進します。
  - ・ 鹿屋体育大学スポーツトレーニング教育研究センター研究協力校の推進
  - ・ 鹿屋体育大学スポーツパフォーマンス研究センター活用による体力測定の実施と分析による競技力向上策の推進
  - ・ 市内小・中学校を対象とした、鹿屋体育大学が実施する学生ボランティア派遣事業の実施

<sup>33</sup>たくましいかごしまっ子育成推進プラン：県内全ての小・中学校で策定している、児童生徒の体力向上に係るグランドデザイン

<sup>34</sup>チャレンジかごしま：児童生徒の体力向上のため、小・中の学級単位や授業で馬跳び・縄跳び等の取組を行うこと。

## 【計画期間における数値目標】

### （2）豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
道徳の授業における助言指導（指導主事派遣回数）	13回	15		→	17	→	(2)－①
いじめの解消率	100.0%	100.0				→	(2)－①
不登校児童・生徒の出現率	1.19%	1.10	→	1.05	→	1.00未満	(2)－②
青少年育成推進大会参加者数	678人	750	760	770	780	790	(2)－②
人権問題講演会の参加者アンケートで「理解が深まった」と答えた人の割合	88.2%	100.0				→	(2)－③
市人権同和研修会参加者数	52人	60	→	65	→	70	(2)－③
地域の行事に参加している割合（小学生）	58.6%	60.0	65.0	70.0	75.0	80.0	(2)－④
地域の行事に参加している割合（中学生）	41.3%	45.0	50.0	55.0	60.0	65.0	(2)－④
公共図書館（室）の児童図書の貸出冊数	195,734冊	196,000	197,000	198,000	199,000	200,000	(2)－⑤
市立図書館の入館者数	97,747人	98,000	99,000	100,000	100,500	101,000	(2)－⑤
朝食の摂取率	93.7%	94.0	→	95.0	→	96.0	(2)－⑥
むし歯のない生徒の割合（中1）	62.6%	63.0	64.0	65.0	66.0	67.0	(2)－⑦
学校保健委員会に学校医等が参加する学校の割合	66.6%	70.0	80.0			→	(2)－⑦
体力・運動能力調査結果における全国との比較（小学校） （※全国値を50としたもの）	48.4%	50.0	50.5	51.0	51.5	52.0	(2)－⑧
体力・運動能力調査結果における全国との比較（中学校） （※全国値を50としたもの）	47.7%	50.0	50.5	51.0	51.5	52.0	(2)－⑧

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

### （3）信頼される学校づくりの推進

#### ① 学校運営の充実

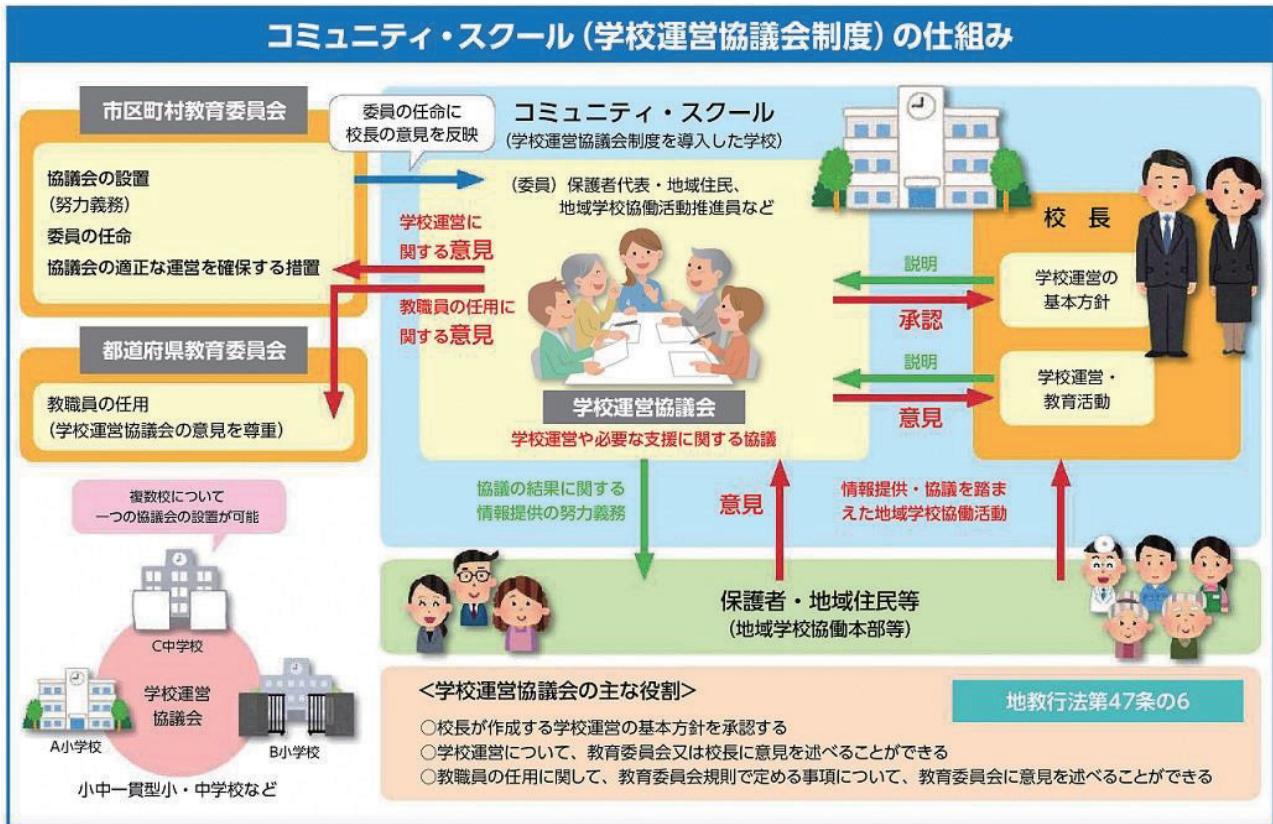
##### 【現状と課題】

- 公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び各学校の校長の権限と責任の下で行われています。
- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならず、そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと、指導力を発揮することが求められています。
- 管理職の資質向上を図るため、年間を通じて計画的に行われる管理職研修会のほか、県や教育事務所単位で行われる新任・経験者研修会、地区管理職研修会等を実施しています。
- きめ細かな指導や特色ある教育を支援するために、特別支援教育支援員、英語指導講師等の配置を進めています。
- 学校における課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大しており、教員の長時間勤務という形で表れています。
- 学校運営協議会の意見や学校評価の結果を踏まえた学校運営の改善を図ることが求められています。
- 学校事務の適正化及び効率化を進め、学校運営を支援するため学校事務の共同実施に取り組んでいます。

##### 【施策の方向性と主な取組】

- 管理職の資質向上を図るために必要な取組の更なる充実を図ります。
  - ・ 喫緊の教育課題に基づく管理職研修会の充実
  - ・ 各学校の実態に応じた共通実践事項の設定と徹底
- 学校の教職員以外の心理や福祉等の専門スタッフ等の多様な人材が、それぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム学校」の実現に向けた取組を推進します。
  - ・ 「チーム学校」を意識した教職員への研修等の実施と組織的体制による児童生徒支援
  - ・ 小中一貫教育の一層の推進
- 質の高い教育を持続発展させるために、学校における業務改善を着実に推進します。
  - ・ 教育の質の維持向上のための、教職員の働き方改革の推進
  - ・ 土曜授業の実施内容、方法等の充実
  - ・ 鹿屋市部活動ガイドライン（令和元年9月策定）に基づく、部活動の適切な運営、指導の実施
  - ・ 外部指導員の活用による教員の部活動指導時間の軽減及び活動内容の充実
  - ・ 統合型校務支援システムの導入による教職員の業務効率化の支援
- 保護者や地域住民等が学校運営に参画するための体制を充実させ、家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

- 市内全小・中学校におけるコミュニティ・スクール<sup>35</sup>（学校運営協議会制度）の推進
- 学校の組織体制や指導体制の充実を図るため、研修の充実と活性化を図ります。
  - 教科指導力向上研修会等の充実
  - 計画的な教育事務所との合同訪問や市教委訪問、指導主事訪問等の充実



資料：文科省「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について」

<sup>35</sup> コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域の皆さんとともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映することで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組

## ② 教職員の資質向上

### 【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力の定着はじめ、思考力、表現力、判断力を身に付けるとともに、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」やそれぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう教育者としての使命感や責任感、教育の専門職としての確かな力量等、教職員の資質・能力の更なる向上が求められています。
- 教職員の資質向上を図るために、管理職、教科や担当、臨時の任用者や再任用教職員等の職務別研修、先進地視察や国内研修、民間企業等派遣研修等、教職員の希望に応じて受講できる研修を実施しています。
- 平成26年度から毎年度「信頼される学校づくりのための委員会」を開催し、服務指導の提言を行い、提言を基にした指導を徹底しています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- スクラップアンドビルドの視点に立った教職員研修内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上を図ります。
  - ・ 経験者研修、教科指導力向上研修会、その他教職員研修会の充実
  - ・ 先進校派遣研修、民間企業等派遣研修の実施
  - ・ 各種研修会への積極的な教職員の参加の促進
  - ・ 研究協力校への積極的な指導・助言と研究の成果等の公開・還元
  - ・ 先進地からの講師招へいによるモデル授業・研修会の実施
- 優れた人材の育成に努め、学校のミドルリーダーを育成します。
  - ・ 教育センターの短期研修など各種研修への推薦や参加しやすい環境づくり
  - ・ 教職員の積極的な教育実践記録への応募の支援
  - ・ 教職員のストレスチェックの実施と適切な勤務時間管理
- 教職員の人事評価の一層の充実等により、適切な服務監督を図ります。
  - ・ 教職員人事評価制度の充実と組織内の協働意識の醸成
  - ・ 年間指導計画等に基づいた、本質的な服務指導の徹底（体罰の厳禁、交通違反事故の防止、ハラスメント防止等）
- 信頼される学校づくりを推進するために、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。
  - ・ 「信頼される学校づくりのための委員会」の定期的実施

### ③ 開かれた学校づくり

#### 【現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者の評価実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とP D C Aサイクルの充実・改善が求められています。
- 全ての市立小・中・高等学校において学校評価、学校関係者評価<sup>36</sup>が実施されており、公表されています。また、「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」を中心とした学校参観や地域と連携した行事の設定等を通して、多くの地域住民が学校の教育活動に参加し地域全体で子どもたちを育てようとする地域の教育力も残っています。
- 令和元年度に市内全ての小・中・高等学校がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）となり、「地域とともにある学校づくり」を目指した取組を推進しています。今後、学校と地域住民が育てたい子ども像や目指す学校像等に関するビジョンを共有し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが必要です。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善を図ります。
  - ・ 学校評価の実施と改善策の設定及びその公開
  - ・ 地域の特性や良さを生かした小中一貫教育の更なる推進（小・中合同の学校行事、相互乗り入れ授業の実施）
- 地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たし、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む体制づくりを推進します。
  - ・ 学校運営協議会の実施と充実
  - ・ 地域とともにある学校づくりの推進
- 教育課程を介して学校と家庭がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのかという目標を共有しながら、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を高めます。
  - ・ 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」を通した学校及び地域の特色を生かした教育活動の推進



地域が育む「かごしまの教育」県民週間



学校運営協議会

<sup>36</sup> 学校関係者評価：地域住民、保護者、学校評議員等の学校の関係者が、学校の教育活動等の自己評価結果について行う評価

#### ④ 安全・安心な学校づくり

##### 【現状と課題】

- 近年、学校や通学路での児童生徒に関する事件・事故が発生しています。児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域の連携を深め、学校における安全管理に関する取組をより一層充実させる必要があります。
- 毎年、本市内でも、不審者による声かけなど児童生徒の安全を脅かす事案、児童生徒の交通事故が発生しています。
- 各学校では、毎年、危機管理マニュアルを見直すとともに、通学路点検を毎年1回実施し、児童生徒の安全の確保に努めています。
- 学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。また、近年夏場の気温上昇に伴う熱中症対策や施設の老朽による外壁落下防止など、児童生徒の安全確保のため、空調設備など早急な整備が望まれています。
- 学校における適切な衛生環境を維持しながら、児童生徒の健康を保持していくことを基本とし、感染症の蔓延や救急事態を想定する必要があります。

##### 【施策の方向性と主な取組】

- 警察等関係機関と連携し、児童生徒への安全教育を推進するとともに、各学校の安全管理体制の整備、推進を図ります。
  - ・ 危険予知能力の育成（KYT<sup>37</sup>指導）、避難訓練、防災訓練等の計画的な実施
  - ・ 通学路推進会議、防犯ボランティア研修会、スクールガードリーダー<sup>38</sup>研修会等の実施による通学路の安全確保
- 安全・安心な学校施設・設備等、学校教育環境の向上を図ります。
  - ・ 各学校の危機管理マニュアルの必要に応じた見直し
  - ・ 学校施設の計画的整備や安全点検及び改善の実施
- 学校給食センター、保健所等の関係機関と連携し、教職員の食物アレルギーに関する危機管理マニュアルに基づく危機管理意識を高め、児童生徒の食の安全に関する指導を充実します。
  - ・ 学校給食担当者会等における食物アレルギーに関するマニュアルの周知徹底
- 様々な感染症の発生や流行を想定し、危機管理体制を確立します。
  - ・ 感染症の感染予防や患者発生時対応の充実
  - ・ 家庭と連携した保健衛生の充実

<sup>37</sup> KYT：危険（Kiken）、予知（Yochi）、トレーニング（Training）の略

<sup>38</sup> スクールガードリーダー：学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者

## ⑤ 学びのセーフティネットの充実

### 【現状と課題】

- 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、教育の機会均等の観点から経済的支援等継続した対策を進めることが必要です。
- グローバル化の進展により、日本語の学習など生活に適応することができるよう指導が必要な外国人児童生徒の増加が予想されます。
- 本市においても、年々、就学援助制度の対象者は増加傾向にあり、子どもたちや保護者を取り巻く教育環境は厳しく、保護者負担が大きい状況にあります。
- 交通条件及び自然的、経済的諸条件による教育環境の格差があります。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 経済的困難を抱える家庭や子どもの貧困状態に気付き、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や教育支援を行うため、教育、福祉など部門を超えた連携体制の構築を図ります。
  - ・ 子どもたちを取り巻く教育環境の維持、改善、サポート体制の強化、充実
- 経済的な理由により、就学に困難が認められる児童生徒の保護者世帯に対し、経済的支援を行います。
  - ・ 就学援助制度の適正な運用と制度の充実
- 安心して進学できるよう保護者の負担を軽減し、夢に向かって挑戦する子どもたちを支える取組を実施します。
  - ・ 奨学資金貸付等による経済的支援の実施
  - ・ 貸付金償還時の支援体制（減免等）の改善、強化
- 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、安心して教育を受けられるよう、多様なニーズに応じた環境づくりを図ります。
  - ・ へき地教育振興法等に基づいた、スクールバスの運行や遠距離通学費補助等の実施

### 【計画期間における数値目標】

#### (3) 信頼される学校づくりの推進

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
学校における業務改善が進んでいると回答した教職員の割合	40.3%	43.0	45.0	50.0	55.0	60.0	(3)-①
教職員の短期研修申込率	42.3%	43.0	→	44.0	→	45.0	(3)-②
教育実践記録の応募者数	267人	270	→	280	→	290	(3)-②
県民週間来校者数	13,581人	14,000	→	14,500	→	15,000	(3)-③
県民週間ポスター原画・標語コンクールへの取組	19校	20	23	25	30	35	(3)-③
学校施設の空調化率	81.3%	85.0	91.5	92.5	94.0	95.0	(3)-④
奨学資金貸付金（新規貸付者数）	6人	20				→	(3)-⑤

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## （4）安全・安心な教育環境と教育活動の充実

### ① 学校の活性化及び学校規模適正化の推進

#### 【現状と課題】

- 本市の児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に、昭和37年をピークに減少に転じ、令和元年5月1日現在で9,497人と、ピーク時の約36%と大幅に減少しています。今後、数年は増加傾向ですが、令和7年に再び減少に転じる見込みです。
- 平成23年に策定した「鹿屋市学校再編実施計画書<sup>39</sup>」に基づき、児童生徒数の減少が顕著であった輝北地区、花岡地区、吾平地区、高須・浜田地区において、学校再編を進めた結果、令和元年度における小・中学校36校中、学級数が11学級以下の学校数は26校と、平成19年度の34校に比べて改善されているところです。
- 令和元年度の過小規模校6校においては、「鹿屋市学校再編実施計画書」を策定した平成23年から令和元年までの8年間で児童数の減少傾向が顕著となっている一方で、市内中心部の一部の学校では、若年層の流入等による児童生徒数の増加により、教室数の不足など教育活動への支障が懸念される状況にあります。
- 学校再編・規模適正化については、現在の情勢や地域の実情等を踏まえた新たな方針案の策定が必要であり、平成30年度から、過小規模校等の保護者や町内会等との意見交換を継続的に実施しています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 本市の将来を担う子どもたちに、良好な教育環境を整備するという基本的な考え方を第一に、教育的視点に立って地域の実情を踏まえた学校再編に取り組みます。
  - ・ 地域の実情を総合的に勘案し、保護者や地域の理解と協力を得た取組を推進するための、保護者、地域との定期的な意見交換の開催
  - ・ 地域の活性化や跡地活用など総合的な視点に立った学校再編の検討
  - ・ 児童生徒にとって望ましい学習集団の形成及び学習環境の充実及び通学距離、安全確保に十分配慮した通学体制の構築
- 市内中心部における児童生徒数の増加に対応するため、児童生徒数推移予測等に基づき、計画的な教育環境の整備を図ります。
  - ・ 将来の児童生徒数を見据えた計画的な教育環境の整備
  - ・ 校区境界、校区指定変更に係る基本方針の策定による学校規模の適正化

<sup>39</sup> 鹿屋市学校再編実施計画書：鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針に基づく学校再編を具体的に進めるため、再編する学校名、再編目標年度等、個別の再編パターンを盛り込んだ実施計画書

## ② 学校施設老朽化対策の推進

### 【現状と課題】

- 学校施設は、児童生徒が日常的に使用する学習・生活の場であるとともに、災害時においては、地域住民の避難所としての機能を果たすなど、重要な役割を担っています。
- 本市の小・中学校は、平成27年度までに全ての耐震化工事が終了しています。
- 学校施設は、築後40年以上経過したもので未改修の校舎等が約1割を占めており、第2期教育振興基本計画の2割より整備は進んでいますが、改修後の校舎についても、改修後30年以上経過してきてることから更なる老朽化対策が必要となり、安全・安心な教育環境を整備する観点からも課題となっています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 「鹿屋市学校再編実施計画」、「鹿屋市公共施設等総合管理計画」等と整合性を図りながら、令和元年度から令和2年度に学校施設長寿命化計画を作成し、学校施設の老朽化等対策を推進します。
  - ・ 長寿命化計画に基づき工事費の平準化を図った今後10年間の整備計画の策定
  - ・ 老朽化した施設の適時適切な改築や改造整備による施設の安全確保
  - ・ 空調化・LED化等の計画的な推進
- I C T環境の整備、特別支援教育の推進等、社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した学校施設の質的な整備を推進します。
  - ・ 校舎の整備に併せたI C T環境・Wi-Fi環境の整備等による教育環境の充実



大規模改修（普通教室）



大規模改修（トイレ）

### ③ 学校給食に係る環境整備の推進

#### 【現状と課題】

- 本市の学校給食は、小・中学校36校中、33校が共同調理場方式、3校が単独調理場方式となっています。
- 平成22年度に整備された南部学校給食センター<sup>40</sup>を除く多くの調理場は、施設の老朽化や設備の劣化が進んでおり、修繕費等の負担が今後ますます増加することが懸念されます。また、各調理場においては衛生管理基準に合致するよう工夫して運用していますが、最適な環境づくりが求められています。
- 物資購入計画に基づき、地元産食材を購入し、食の安全確認に取り組んでいますが、より一層の地産地消や食の安全を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 平成20年5月に策定した「鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画<sup>41</sup>」の方向性に基づき、施設の老朽化や衛生管理基準等に対応するため、（仮称）鹿屋市立北部学校給食センターの整備を推進します。
  - ・ 文部科学省策定の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省策定の「大量調理場施設衛生管理マニュアル」等に適合した施設の整備
- 地元産食材の積極的な活用を今後も推進し、地産地消、食の安全を推進します。
  - ・ 学校給食における安定的な物資調達と安全安心の確保
  - ・ 農水産業の振興に資するため、関係機関との連携を図った地産地消の取組の強化
  - ・ 栄養バランスのとれた豊かな学校給食の提供
  - ・ 望ましい食習慣を形成するための食育の充実



魚の茶パン粉焼き（鹿屋産のお茶を使用）



鹿屋産ぶたバラどん

<sup>40</sup> 南部学校給食センター：市内の22小・中学校に学校給食を提供する鹿屋市立南部学校給食センターが、平成22年9月2日に稼働を開始しました。

<sup>41</sup> 鹿屋市学校給食共同調理場整備実施計画：新たな共同調理場の整備を中心とした学校給食制度改革を確実かつ迅速に推進し、実効性を高めるための計画

## ④ 市立高等学校の活性化

### 【現状と課題】

- 鹿屋女子高等学校は、大隅唯一の市立の女子高等学校として、昭和33年の創立以来、多くの人材を育成、輩出してきました。その一方で、人口減少や少子高齢化による生徒数減少等といった課題が顕在化してきています。
- 今後も引き続き地域に信頼され、魅力ある学校にするため、外部有識者等を委員とする「鹿屋女子高等学校活性化検討委員会」の提言のほか、地域や保護者等の意見を集約し、平成28年度に「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～」を策定しました。
- 高等学校教育の充実のためには、教職員の指導力向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進めるとともに、学校と地域が連携し、時代に対応したキャリア教育や多様な学習機会を確保するなど特色ある教育活動を推進する必要があります。
- 平成30年度に着手した鹿屋女子高等学校新校舎建築工事が完了し、令和2年4月から新しい校舎での学校生活が始まります。
- 今後は、新校舎やWi-Fi環境、タブレット等の設備を活用し、新しい時代に対応した教育を推進していく必要があります。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 大隅地域唯一の女子校として、「鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～」に基づく取組を推進し、魅力ある学校づくりを進めます。
  - ・ 幅広い進路選択を可能にする総合選択制やキャリア教育の実施
  - ・ 実用的、実践的な英会話教育の推進
  - ・ 高度情報社会に対応したICT教育環境の整備とICT教育の推進
- 授業の充実を基本として教職員及び指導者の資質向上を図り、生徒一人ひとりの個性や能力の伸長に努めます。
  - ・ 研究授業等を通じた教科指導方法の校内研修の充実
  - ・ 生徒一人ひとりの興味や進路希望に応える総合選択制により、実現できる幅広い進路指導の展開
- 部活動や生徒会活動の活性化を図り、高校生活がより充実する環境づくりに努めます。
  - ・ 部活動の活性化に向けた活動環境の整備
  - ・ 部活動外部指導協力者制度による部活動の実技指導体制の充実
- 地域に根ざした市立高等学校という風土を生かし、地域と融合した教育活動や地域の人材、事業所等と連携した授業を展開するなど、高等学校学習指導要領においても重視されている「社会に開かれた教育課程」を実現します。
  - ・ 地域の専門的知識や技術を持った人材が講師を務める授業の展開
  - ・ 学習や部活動等の成果発表、地域行事、地域貢献活動への積極的な参加や開催
  - ・ キッズチャレンジフェスタ、キッズビジネスタウン、出前授業等の地域と連携した取組の推進
  - ・ 小・中学校との連携の強化
  - ・ 鹿屋女子高等学校の特色や魅力を域内外に広くPRする広報の充実

## 鹿屋女子高等学校みらい創造プラン～活性化基本方針～

### 基本理念と5つの基本目標





鹿屋市立女子高等学校新校舎

## 【計画期間における数値目標】

### （4）安全・安心な教育環境と教育活動の充実

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
学校規模適正化に関する意見交換等	15回	5				→	(4) -①
事前交流学習	5回	5				→	(4) -①
築40年以上の校舎の改修率	74.0%	74.0	79.0	84.0	89.0	95.0	(4) -②
洋便器化率	38.0%	40.0	41.0	45.0	48.0	50.0	(4) -②
学校給食における地場産物（鹿屋産）の使用割合	28.4%	30.0	32.0	33.0	35.0	→	(4) -③
鹿屋女子高定員充足率	76.0%	100.0				→	(4) -④
鹿屋女子高出願者数	158人	200				→	(4) -④

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## （5）心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

### ① 学習環境の整備

#### 【現状と課題】

- 市民が、それぞれのニーズに応じて「いつでも・どこでも・だれでも」自ら進んで学習できる環境を整え、その学習成果を地域づくり等に生かしていくことができる生涯学習社会の構築が求められています。
- 市民の多様な学習活動を支援するため、学習内容や指導法、自主学習グループ、団体等に関する幅広い学習情報を、多様な方法で入手できる環境を整備するほか、学習相談に適切かつ丁寧に応えられるような環境を整えていくことが必要です。
- 公民館、図書館、学習センター等の社会教育施設における市民講座・短期講座・高齢者大学等の開設や同好会等の活動のほか、リナシティかのや<sup>42</sup>、農業研修センター、勤労者交流センター等の施設を活用した多用な講座や活動が展開されています。
- 施設の老朽化が進んできており、市民が安全・安心に集い、快適な環境で学習・活動できるように、計画的な施設の改修等を進め、適切な管理・運営をしていくことが求められています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 公民館、図書館、学習センター等の社会教育施設をはじめ、関係機関や民間施設等との連携を深め、生涯学習事業の更なる充実を図ります。
  - ・ 公民館や学習センター等の身近な社会教育施設やリナシティかのや等の複合施設を活用した学習機会（市民講座・短期講座・高齢者大学・同好会活動等）の提供
  - ・ 鹿屋体育大学や大隅青少年自然の家、カピックセンター、県民健康プラザ等関係機関の取組との連携や施設の活用など、生涯学習環境の充実
  - ・ ユクサおおすみ海の学校など、特色ある民間の施設を活用した生涯学習活動の展開
  - ・ ホテルや金融機関、民間商業施設などの協力を得た、学習活動の成果を発表（展示）する環境の充実
- 地域の生涯学習の拠点となる公民館、図書館等の機能充実を図り、学習情報提供、相談窓口の設置等を推進します。
  - ・ 広報誌、チラシ、パンフレット等の印刷物やホームページ等による広報活動の充実
  - ・ 公民館等における生涯学習情報に係る相談体制の充実
- 生涯学習施設の老朽化に対応するため、計画的な施設の改修、整備を図ります。
  - ・ 市民の安全・安心や利便性の向上を図るために計画的な修繕、改修の実施
  - ・ 長期的な生涯学習施設のあり方を踏まえた、施設整備の検討
- 大隅2市5町で構成する大隅広域図書館ネットワークを活用し、市民の図書利用の利便性の向上を推進します。
  - ・ 公民館、学習センター、小・中・高等学校等、ネットワークを活用した予約図書の貸出・返却ができる施設の充実

<sup>42</sup> リナシティかのや：鹿屋市北田大手町地区第一種市街地再開発事業によって建設された再開発ビル（複合交流施設）の愛称

## ② 学習機会の充実

### 【現状と課題】

- グローバル化・情報化の進展、価値観の多様化、地域と社会参画の在り方の変化等、社会の急速な変化に伴い、学習ニーズも多様化・高度化してきており、その変化に対応した学習機会の創出が求められています。
- 社会人の学び直しや文化・芸術、趣味、家庭生活、子育て、健康・スポーツなどライフステージに応じた学習、現代的課題や地域課題等に対応できる学習等、多様な学習機会の提供が求められています。
- 本市では、公民館・学習センター等において、市民講座・短期講座・高齢者大学等を開設していますが、高齢化に伴い、受講者数や同好会参加者数が減少しています。
- 人生100年時代と言われる超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が更に主体的に学習に参加し、学習の成果を地域に還元できる機会の充実が必要です。
- 外国人労働者の受け入れを拡大する「入国管理法」が改正され、本市でも今後ますます外国人労働者が増えることが予想されることから、外国人とコミュニケーションを図る語学等の研修や、本市で生活する外国人が日本語や日本の文化を学ぶ機会の創出が求められています。
- 市民が生涯学習の意義を理解し、主体的に学習活動に参加する気運を醸成していくため、生涯学習に関する情報を様々な方法で提供するなどの普及・啓発が必要です。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 市民のニーズやライフステージに応じた講座や現代的課題、地域の実情に応じた講座を充実するとともに、関係機関団体と連携し、多様な学習機会を提供します。
  - ・ 市民講座・短期講座・高齢者大学等における市民ニーズや環境、情報化など、時代に即した課題のバランスを考慮した講座の開設
  - ・ 講座開設において、市民が受講、参加しやすい曜日、時間帯等を考慮した学習機会の提供
  - ・ アウトリーチを考慮した「市民健康づくり教室」等の生涯学習まちづくり出前講座の充実
- 外国人労働者や留学生など、本市で生活する外国人が日本語や日本の文化を学ぶ学習機会の提供
  - ・ 関係機関団体等と連携した、外国人を対象とする講座等の開設
  - ・ 日本語による外国人の弁論大会の開催
  - ・ 国際交流協会やカピックセンター等と連携した交流活動の推進
- 高齢者が生きがいを持ち、豊かな知識や経験、技術を生かして主体的に地域や社会との関わりを持ち続けられる活動の機会の充実を図ります。
  - ・ 「かのや学校応援団」や鹿屋寺子屋事業などの地域学校協働活動を通じて、学びの場における子どもとの交流や指導への参加の促進
  - ・ 地区生涯学習推進協議会における「三世代グラウンドゴルフ大会」等の世代間のふれあいを通した生きがいづくりの機会の充実

### ③ 学習推進体制の充実

#### 【現状と課題】

- これから生涯学習社会では、学習情報の提供、学習拠点施設の整備・充実、地域や施設のネットワーク化、学習の成果が適切に評価される社会の仕組みづくり等、生涯学習推進体制の充実・強化を図る必要があります。
- 小・中・高校の他に、鹿屋体育大学等の高等教育機関、大隅青少年自然の家等の青少年教育施設、リナシティかのや、民間等の生涯学習関連施設、更に子ども会、PTA等の社会教育関係団体・機関との連携強化が必要です。
- 全庁・全市による推進体制を確立するとともに、指導者、リーダーの育成のために、学習成果を生かしたボランティア活動や地域活動の促進及び「かのや学校応援団」等による地域人材の効果的な活用が必要です。
- 「かのや学校応援団」の支援回数及び参加人数は、年々増加しています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 生涯学習基本構想（令和2年3月策定）に基づき、教育委員会のみならず、全市的な取組を推進します。
  - ・ 生涯学習推進会議を中心とした全庁的な推進体制の構築と同会議の定期的な開催による取組の評価、検証
  - ・ 地区生涯学習推進協議会を核とした地域づくり・まちづくりの推進
- 公民館、学習センター、図書館、民間団体、学校等の生涯学習事業を実施する施設間の幅広いネットワークの構築を図ります。
  - ・ 関係機関の連携を深めるための関係機関等連絡会の実施
  - ・ 公民館、学習センター等を中心とした学習活動のコーディネーター機能の充実
- 各種社会教育関係団体のリーダーの育成・養成に努め、団体の活性化を図ります。
  - ・ 社会教育主事<sup>43</sup>講習、社会教育リーダー研修会（子ども会、青年団、女性団体、高齢者クラブ、PTA等）等への参加の促進
- 家庭教育、青少年教育、高齢者教育等の各専門分野を支援する指導者を確保するために、地域の人材の発掘を推進します。
  - ・ かのや学校応援団<sup>44</sup>、鹿屋寺子屋事業、地域学校協働活動などによる地域人材の積極的な活用と地域人材情報の共有
  - ・ 出前講座「学校応援団としてボランティア活動を始めたいあなたに」の積極的な周知、広報
  - ・ 地域サポート職員<sup>45</sup>等との連携・活用
- 地域学校協働活動を推進する仕組みを整備し、学校応援団ほか地域と学校が協働する活動の充実を図り、地域全体及び子どもたちの成長を支える体制の構築を目指します。

<sup>43</sup> 社会教育主事：都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う者

<sup>44</sup> かのや学校応援団：市内の小・中学校を舞台に、地域の方に学校の教育活動を支援してもらい、子どもたちの健やかな成長を図り、更に地域の方が活躍することで活気ある社会をつくろうとする事業

<sup>45</sup> 地域サポート職員：市職員が、日頃から地域に溶け込み、地域の実情を知り、地域住民とともに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に、地域に住む他の職員にも呼びかけながらボランティアで地域活動に取り組む者

- ・ 地域学校協働活動推進員の適切な配置と役割の明確化、研修会・連絡会等の充実
- ・ 学校運営協議会と地域学校協働本部とのきめ細かな連携・協働の推進



学校応援団（体育大スポーツボランティア）



鹿屋市子ども会大会



鹿屋寺子屋事業（細山田知徳塾の体験活動）



鹿屋寺子屋事業（輝北輝ララ塾の自主学習）

## 【計画期間における数値目標】

### （5）心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
公民館等17施設利用者数	355,446人	356,000	357,000	358,000	359,000	360,000	(5)－①
図書館利用者数	97,747人	98,000	99,000	100,000	100,500	101,000	(5)－①
まちづくり出前講座参加者数	14,271人	14,500	15,000	15,500	16,000	16,500	(5)－②
公民館各種講座受講者数	2,227人	2,300	2,400	→ 2,500	→	(5)－②	
応援団派遣回数（部活含）	3,441回	3,500	3,600				(5)－③
学校支援ボランティア延べ参加人数	8,713人	8,800	8,900	9,000	9,100	9,200	(5)－③

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## （6）開かれつながる社会教育の充実

### ① 地域の子どもは地域で育てる環境の充実

#### 【現状と課題】

- 多様なメディアによる情報の氾濫、価値観の多様化等の社会状況の変化は、青少年の行動や価値観に大きな影響を与えており、青少年の健全な育成を阻害する一因ともなっています。
- 住民同士の人間関係の希薄化や保護者で構成する育成会の役員になることへの負担感などにより、子ども会の団体数や加入率が減少しており、異年齢集団での活動を通して、社会性や協調性、他者への思いやりを持つことの大切さなどについて学ぶ機会が減少しています。
- 学校はもとより家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体、関係機関等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動、安全指導等の充実を図ることで、地域に貢献できる人材（指導者、リーダー）を育成することが求められています。
- 青少年育成市民会議、青少年問題協議会、実務者連絡会等を通して関係機関相互の情報共有を図っています。
- 鹿屋寺子屋事業は、市内18か所で開設し、そのうち3か所は「地域の子どもは地域で育てる」という視点に立って町内会等が運営しています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 本市の青少年育成活動をより一層充実させ、市民総ぐるみでの青少年健全育成を推進するとともに「地域の子どもは地域で育てる」という意識の向上を図ります。
  - ・ 青少年育成市民会議及び青少年育成推進大会の充実
  - ・ 青少年育成に関わる関係機関の連携の強化
- 「鹿屋寺子屋事業」を推進し、公民館・学習センター・学校等で子どもたちが安全・安心に活動できる学習環境を整え、地域の方々と子どもたちが学習活動や体験活動を通じて、絆づくりや生きがいづくりのできる仕組みを推進します。
  - ・ 学校や自治公民館等を活用した地域住民による寺子屋運営の促進
  - ・ 寺子屋事業を通じた子どもたちの地域活動や伝統芸能保存活動への参加の促進
  - ・ 寺子屋事業による各地域の特色を生かした体験活動の充実
- 鹿屋市子ども会育成連絡協議会をはじめ、町内会やPTAなどの関係団体と連携しながら、子ども会の活性化と加入促進を図り、青少年の健全育成を図ります。
  - ・ 子ども会の意義や魅力についての広報の充実
  - ・ 子ども会育成連絡協議会役員が、各単位子ども会の運営を支援する「市子連ジャー派遣」事業の実施
  - ・ 子どもたちが企画した活動を支援する「わくわくチャレンジお助け金」事業の実施
- 鹿屋っ子クラブ（中・高校生ボランティア）及びジュニアリーダーの育成を図ります。
  - ・ 各種講演会や「かのやばら祭り」等のボランティア活動の場の設定
  - ・ 各単位子ども会の次期リーダー育成のため、活動発表や研修を通して、相互交流を図る「鹿屋市子ども会大会」の実施

## ② 成人教育の充実

### 【現状と課題】

- 都市化、情報化、グローバル化の急速な進展に伴い、多くの人々が新しい知識・技術の習得を必要とし、また生きがいを求める気運が高まってきており、成人教育の必要性が重要視されています。
- 成人教育の充実により、市民が学習の成果を生かし主体的・積極的に地域づくりに参画する仕組みづくりが必要です。
- I o TやA Iなどの技術革新やグローバル化が進展する中で、これから時代に必要とされる資質・能力を身に付けるなど社会人の学び直しも必要になっています。
- 環境問題や高度情報化、防災など現代的課題や地域課題等に関する講座を開設するなど、より一層充実した学習機会を提供していく必要があります。
- 各社会教育施設において様々な学びの場を提供するとともに、様々な方法で学習情報を提供することで、市民がいつでもどこでも学習に参加する機会を増やしていく必要があります。

### 【施策の方向性と主な取組】

- ライフステージに応じた講座や現代的課題、地域の実情に応じた講座を充実するとともに、学習の成果を生かす場を設定し、学習意欲を高め、学んだ成果が地域社会に還元される社会づくりを目指します。
  - ・ 市民講座、短期講座、高齢者大学、基礎講座における市民ニーズや現代的課題を踏まえた多彩な講座の充実
  - ・ 地区生涯学習推進協議会による地域の特色を生かした企画の充実
  - ・ 様々な生涯学習活動（市民講座、短期講座、高齢者大学、基礎講座、同好会による活動等）の実践発表等を通したまちづくりへの意識の高揚
- 社会人の学び直しを支援するため、I C T等の高度情報化に関する講座や、英会話等の実社会で必要となる資質・能力を高める講座の開設を推進します。
  - ・ 英会話等の語学に関する講座の充実
  - ・ 高度情報化に対応する I C Tやプログラミング等の講座の充実
- 諸研修会等への積極的な市民の参加を促進し、リーダーの育成を通して社会教育関係団体の活性化を図るとともに、地域づくりの中核を担う人材の育成を進めます。
  - ・ 県が主催する「社会教育関係団体指導者等研修会」への受講生派遣
  - ・ 社会教育関係団体等のリーダー育成
- P T A活動を通じて、会員の保護者としての役割や家庭教育の重要性への意識を高める取組を推進します。
  - ・ 市P T A連合会や単位P T A毎の研修会等の実施による活動の充実や共通実践事項等の継続的な推進
  - ・ 家庭教育講演会や父親研修会、母親研修会等の充実
- 地域婦人団体や中央生活学校では、各種研修会等での交流等を通して団体や会員同士の親睦・連携強化を図ります。
  - ・ 県や肝属地区の総会・研修会等への参加の促進
  - ・ 他市町婦人団体・生活学校の交流会等への参加の促進

### ③ 家庭教育の充実

#### 【現状と課題】

- 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、保護者が第一義的責任を有するものであることを見認するとともに、家庭教育の支援は、学校等、職域、地域、その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たし、協力することが求められています。
- 核家族化や少子化、地域連帯意識の希薄化等を背景として、家庭、地域の教育力が低下し、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な状況が指摘されています。また、子どもたちも乳幼児とふれあう機会が少なくなっています、家族の大切さや、子育ての大切さ・楽しさを学ぶ経験を得られなくなっています。
- 保護者間交流や、家庭教育に関する様々な学習、相談を行う機会として、家庭教育学級の開設や、就学前・思春期子育て講座、家庭教育講演会などを開催しています。家庭教育学級の学級数及び学級生数は年々増加しており、また、子育て講座や家庭教育講演会には、多数の保護者や市民が参加しています。しかし、家庭教育学級に関しては未開設の幼稚園等もまだ多くあります。
- 子どもの特性や、子育ての重要性・楽しさ、家族の大切さについて考える機会を作るため、市内保育園・認定こども園の協力のもと、中学生・高校生を対象とした「ドキドキ・ワクワク保育体験講座」を実施しています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 関係機関、団体等との連携・協力のもと、家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供を行います。
  - ・ 家庭教育に関する講演会の開催や子育て講座等の実施
  - ・ 家庭教育ガイドの作成・配布（2年に1回）
  - ・ 家庭教育支援員の育成・活用
- 学校、家庭、地域社会等において、地域と保護者・子どもがより関わり合えるような日常のふれあいや活動を推進します。
  - ・ 学校、家庭、地域社会が連携した交流活動や体験活動の実施
  - ・ 鹿屋寺子屋事業の推進
  - ・ 地域や各青少年育成団体と連携した、親子が一緒に体験して学び合える自然・文化体験等の学習機会の充実（家庭教育支援事業、青少年の健全育成に関する事業）
- 家庭で子どもが読書に親しむ機会づくりを積極的に推進します。
  - ・ 「親と子の20分間読書」運動の推進



家庭教育学級



ドキドキ・ワクワク保育体験



家庭教育講演会



子育て講座

## 【計画期間における数値目標】

### (6) 開かれつながる社会教育の充実

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
子ども会加入者数	4,316人	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000	(6)-①
寺子屋開設設置箇所数	18箇所	24	40	50	60	80	(6)-①
各種社会教育関係団体会員数	16,571人	16,950	17,000	17,100	17,200	17,300	(6)-②
公民館各種講座受講者数	2,227人	2,300	2,400	→ 2,500	→ 2,500	→ 2,500	(6)-②
家庭教育学級生数	2,049人	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	(6)-③
家庭教育支援員数	6人	7	8	9	10	11	(6)-③

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## （7）人権を尊重する平和な社会の実現

### ① 人権教育と啓発の推進

#### 【現状と課題】

- 人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならないことが「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において定められています。
- 国の統計によると、人権侵犯事件に対する全国の新規救済手続開始件数は減少していますが、平成28年度のインターネット上の人権侵害情報に関する事件が、前年度と比較して10%増加<sup>46</sup>するなど、全国的に携帯電話やスマートフォンの普及による人権侵害が問題となっています。
- 市民が自分らしく生き生きと生活していくためには、全ての人の平和と基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力や可能性が評価され十分に發揮できる社会づくりが求められています。
- 人権教育啓発については、関係法令等の趣旨を踏まえ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者や、性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別の問題、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動などの人権課題に対する取組を一層充実させが必要です。更にいじめや児童虐待といった子どもの命に関わる課題に対しても、子どもの人権の観点から対応する必要があります。
- 本市では、ハンセン病、北朝鮮による拉致問題など解決すべき重要課題があり、国の隔離政策により被害を受けた方々の名誉回復のため、「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心に正しい知識と理解を深める啓発活動等に取り組むとともに、元ハンセン病患者との交流をより一層図っていく必要があります。
- 本市は、「人権尊重のまち<sup>47</sup>」を宣言し、人権に対する正しい知識と理解を深め、お互いの人格を認め合い、ともに生きる社会づくりを目指しています。また、人権ポスター・人権標語への応募や人権週間の取組等の周知を通して人権意識の高揚を図っています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 社会教育における人権教育を通して、全ての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会活動に参加することができ、生涯にわたって生きがいや自信を持って暮らせる地域社会づくりを推進します。
  - ・ 人権問題講演会やあらゆる研修の機会を活用した、人権に関する研修の充実
  - ・ 全小・中学校からの人権啓発標語及びポスターの募集

<sup>46</sup> インターネット上の人権侵害情報に関する事件の増加：法務省『平成28年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）』より

<sup>47</sup> 人権尊重のまち宣言：平成25年4月に、人権に関する啓発により、市全体の意識の向上を図ることを目的に、人権尊重のまち宣言を行った。

- ・人権啓発ポスターの製作・配布及び表彰・作品展示の実施、作品のチラシ等への活用
  - ・子ども向け男女共同参画リーフレットの作成
  - ・ハンセン病問題啓発に関する取組の実施（パネル展、啓発講演会、啓発研修会等）
  - ・「女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）」の啓発
- 人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権学習の機会を充実させ、差別のない思いやりのあふれる社会づくりを目指します。
- ・家庭教育学級、各種講座、各種社会教育関係団体等における学習の一環としての人権学習の設定
  - ・女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、元ハンセン病患者、北朝鮮による拉致問題など、あらゆる人権問題について学習する機会の提供（男女共同参画講演会、人権・デートDV防止研修会）
  - ・児童に対する虐待問題、いじめ問題、インターネット等による人権問題について学習する機会の提供



鹿屋市人権ポスター・標語コンクール最優秀賞受賞作品



## ② 平和教育の推進

### 【現状と課題】

- 戦争や争いの無い平和な社会の実現は、人類共通の願いです。戦後70年以上が経過し、戦争を体験した人から話を聞く機会も少なくなってきました。悲惨な戦争を再び繰り返さないために、戦争体験を風化させず平和な社会を享受できる幸せを守り続け、次代に引き継いでいくことが求められています。
- 本市には、太平洋戦争時に3つの飛行場が存在し、日本で最も多くの特攻隊が出撃した歴史があり、戦時中に飛行機を格納した掩体壕や地下壕第一電信室などの戦跡が市内各所に点在しています。また、海上自衛隊鹿屋航空基地に隣接する鹿屋航空基地史料館には、特攻隊員の遺影や遺書などが展示されています。
- 鹿屋市平和学習ガイドを認定し、「過去」を知り、「現在」を学び、「未来」を考える～をテーマに教育旅行の受入れや市内小・中学校等の平和学習に協力を得ています。また、市内各地域で戦跡を巡る企画なども実施されています。
- 旧鹿屋航空基地特別攻撃隊戦没者追悼式、旧海軍航空隊串良基地出撃戦没者追悼式特攻慰靈祭、鹿屋市戦没者追悼式や吾平町戦没者合同慰靈祭など、戦争で犠牲になった方々の追悼式、慰靈祭が毎年開催されていますが、遺族の方々も高齢化しており、参加者も年々減少傾向にあります。
- 世界平和を願う児童・生徒の平和へのメッセージを鹿屋から発信し、平和や人権について考えることを目的に「かのや未来創造プログラム～平和の花束～」を開催しています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 鹿屋航空基地史料館や戦跡などを活用した体験学習や戦跡ツアー等の実施により、戦争の悲惨さや平和の大切さを学ぶ活動を推進します。
  - ・ 平和学習を主とする教育旅行の受け入れの推進
  - ・ 小・中学校の体験学習における史料館や戦跡の活用
  - ・ 文化財巡りや子ども会活動の史跡巡りにおける戦跡の活用
- 平和に関する啓発イベント等の実施により、児童生徒をはじめ市民が平和について考える機会を提供します。
  - ・ 「かのや未来創造プログラム～平和の花束～」の開催及び内容の充実
- 戦争体験を風化させず次代に引き継いでいくため、戦跡等の保存に努めます。
  - ・ 貴重な戦跡の市指定文化財への指定

### 【計画期間における数値目標】

#### (7) 人権を尊重する平和な社会の実現

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
人権問題講演会参加者数	594人	630	660	690	720	750	(7)-①
人権ポスター・標語コンクール出品数	5,915点	5,950	6,000	6,050	6,100	6,150	(7)-①
平和へのメッセージ応募者数	3,290人	3,500		3,700	3,800	3,900	(7)-②
「平和の花束」参加者数	450人	475	480	485	490	495	(7)-②

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## (8) 文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

### ① 文化芸術活動の促進と環境づくり

#### 【現状と課題】

- 地域住民が日常的に文化芸術に親しむことのできる文化会館、リナシティかのや芸術文化学習プラザ、公民館、学習センター等の施設が充実していますが、計画的な施設の維持・管理を進め、利用者の増を図ることが求められています。
- 各文化芸術団体のネットワーク化を図ることにより、市全体としての文化芸術の振興を図る必要があります。
- 文化芸術を将来にわたって発展させていくためには、各文化芸術団体、若手アーティスト等の文化芸術を支える人材の育成を図る必要があります。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 市民が主体的に文化活動を行いやすい環境づくりや、ひとり1スポーツ1文化活動を推進するとともに、活動発表の場の提供に取り組みます。
  - ・ 市民講座（文化活動）の充実
  - ・ 「親と子の20分間読書」運動の推進
  - ・ 各地域の文化祭等での活動発表の充実
  - ・ 市役所ロビーコンサートの開催
  - ・ 地域における生涯学習発表会の開催等
- 各文化芸術団体、アーティスト等の支援のため、制作、発表等の場に関する情報の提供、指導者や舞台スタッフなど文化芸術を支える人材の育成を図るとともに、新たな芸術家育成、芸術団体等のネットワーク化の支援に取り組みます。
  - ・ 文化芸術団体等との意見交換会の実施
  - ・ 文化芸術団体、アーティスト等の支援、育成のための事業の実施
- 県内外の優れた芸術家（団体）を招へいし、市民が気軽に生の芸術に触れられる文化事業の充実を図ります。
  - ・ 市文化会館やリナシティかのやのホールを活用した自主文化事業の充実
  - ・ 各学校における芸術鑑賞事業の実施
- 文化活動の促進と環境づくりを図るため、多様な文化芸術活動の奨励や各地域の文化団体の活動を支援します。
  - ・ 各地域での文化祭の開催及び市美術展等の実施
  - ・ 多様な主体が文化活動に参画し、文化のまちづくりを進める取組の支援（次代につなぐふるさと文化事業、市役所ロビーコンサート、障がい者絵画作品コンクールAct展等の実施）
  - ・ 高校生ミュージカル「ヒメとヒコ」の継続的な取組による高校生の文化のまちづくりへの参画
- 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむため環境を整えます。
  - ・ 学校での芸術鑑賞事業の実施
- 文化活動を推進するために、文化各種大会に出場する市民を支援します。
  - ・ 県外の文化各種大会に出場する個人・団体の旅費・宿泊費の助成
- 施設の老朽化に対応します。
  - ・ 計画的な施設の維持管理の実施

## ② 文化財の保存・活用・伝承

### 【現状と課題】

- 文化財とは、私達の普段の生活の中で育み生み出され、今日まで大切に残され、伝承や継承されているもののうち、特に歴史的・文化的価値の高いものを指します。
- 本市には、市指定文化財99件と鹿児島県指定文化財が6件、合わせて105件の指定文化財があります。これらを次代に引き継ぐため、適切に保存するとともに、積極的な活用を推進することが必要です。
- 地域の郷土芸能伝承活動を推進するため、文化財に親しみ・知る機会をつくるなど啓発活動を実施し、文化財保存団体の育成や活動を支援していく必要があります。
- 市民の貴重な財産である文化財を大切にする心を育てるこことや、郷土芸能が適切に保存され継承されるように支援を行っていますが、過疎化や高齢化に伴う地域の担い手不足により、存続が危惧されるものもあります。
- 市内には、指定文化財以外にも地域の財産である郷土芸能や古石塔などの文化財があり、適切に保存・伝承していく必要があります。
- 埋蔵文化財包蔵地において開発行為が実施される場合、開発者と連携しながら埋蔵文化財の保護と開発の調和を図る必要があります。
- 文化財の普及・啓発、保存管理するための展示施設の充実や文化財保護行政を円滑に遂行するため、専門職員の充実が求められています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 本市の各地域で継承されている文化財の適切な保護を図るとともに文化財の補修と整備を進めます。
  - ・ 鹿屋市文化財保存事業の実施
- 地域の郷土芸能や伝統行事を継承する活動を通じ、地域のコミュニティの絆を高めるとともに、郷土教育の推進に努めます。
  - ・ 次代につなぐふるさと文化事業（伝統芸能保存団体等の活動支援、風土記作成等）の推進
  - ・ 鹿屋市文化財芸能調査の実施
  - ・ 小・中学校で文化財に触れて・見て・感じる体験活動の実施（文化財出前授業、文化財ウォッチング）
  - ・ 成年向け体験活動（文化財出前講座）、展示活動（移動考古展、移動民俗展）の実施
  - ・ パンフレットの作成やホームページでの情報発信
- 発掘される遺跡や市内の各所に残る文化財、戦争遺産等を活用した学習や体験活動等の機会を増やします。
  - ・ 歴史探訪バスツアーの実施
  - ・ 埋蔵文化財緊急発掘調査事業の推進
- 本市の古墳時代を代表する鹿児島県指定史跡「岡崎古墳群」の整備を推進し、国指定史跡を目指します。
  - ・ 岡崎古墳群整備事業を推進するとともに、大隅半島古墳群関係市町連絡会を開催するなど「岡崎古墳群」を活用した古墳群の整備や情報交換を推進します。
  - ・ 大隅半島の文化財を活用した地域連携事業の推進
- 市内各所に点在する資料館などの資料を整理・集約し、適切な管理と公開を進めます。
  - ・ 文化財センターと展示施設を一体化した施設整備の検討
  - ・ ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業（文化財体験、バスツアー等）の推進



笠野原土持堀の深井戸



野里の田の神



短甲・衝角付冑



中尾地下式横穴墓群出土品



出前講座



郷土芸能（王子町鉦踊り）

## 【計画期間における数値目標】

### （8）文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
文化会館利用者数	54,525人	55,000	55,500	56,000	56,500	60,000	(8)-①
芸術文化学習プラザ利用者数	161,814人	162,000	→	162,500	→	163,000	(8)-①
文化財体験学習参加者数	160人	170	180	190	200	200	(8)-②
歴史民俗資料館等利用者数	2,742人	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	(8)-②

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

## （9）生涯スポーツの振興

### ① スポーツ活動の推進

#### 【現状と課題】

- 近年、全国的に健康志向の高まりから、スポーツをする人が増えつつあり、平成30年度に国が実施したスポーツの実施状況等に関する調査によると、成人が週1日以上スポーツを実施する割合は、55.1%となっています。国では、週1日以上の実施率を65%程度、週3日以上の実施率を30%程度とした目標を掲げています。
- 本市における、週1日以上のスポーツ実施率（令和元年度調査）は44.9%となっており、様々なスポーツに親しむ機会の提供など、市民が気軽にスポーツをするきっかけづくりを構築する必要があります。
- 市民の多様なニーズに対応するために、鹿屋体育大学や総合型スポーツクラブ、地域体育振興会、民間スポーツクラブ等と連携した各種スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツ活動などの推進や地元団体等との連携による地域の特色や施設を活用したイベントの開催など、スポーツによる地域活性化を図っています。
- 市内35校の小・中学校の体育館やグラウンドなどの学校体育施設を、身近なスポーツ活動の場として市民に開放しています。
- 市民が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを進め、生涯スポーツの振興を図るためにには、各種スポーツ団体の育成、優れた指導者の養成・確保、スポーツ教室の充実等が必要です。
- 競技スポーツにおいては、鹿屋体育大学の学生等を中心に各種競技において優秀な成績を収めており、今後もさらなる飛躍が期待されています。
- 競技力の向上を図るためにには、小・中・高校生まで一貫した指導体制の確立や、鹿屋体育大学や関係機関と連携した指導者育成システムの構築、各種競技大会の充実等が重要な課題となっています。

#### 【施策の方向性と主な取組】

- 鹿屋体育大学や大隅青少年自然の家などの関係機関及び鹿屋市体育協会など各種スポーツ団体と連携・協力を図り、スポーツ人口の底辺拡大と生涯スポーツの振興を図ります。
  - ・ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援及びスポーツ推進委員の活動推進
  - ・ 市内スポーツ施設を活用した各種競技大会の誘致
  - ・ 市内小・中学校の体育施設の開放及び利用促進
- スポーツ大会などの情報発信を充実し、市民が様々なスポーツに触れ合う機会を提供します。
  - ・ 市の広報や年2回発行のスポーツ情報誌、ホームページ、SNSなどを活用した、市民への情報提供の充実
- 地域における運動・スポーツの普及とともに、活力あるコミュニティスポーツの推進や地域における一体感の醸成を図るため、地元団体等との連携により地域の特色や施設を生かしたスポーツイベントの充実を図ります。
  - ・ 「輝北クロスカントリー」や「くしら桜まつりジョギング大会」など、各地域で開催されているスポーツイベントの継続実施

- ・ 鹿屋体育大学の施設や市内のスポーツ施設を活用した「かのやスポーツフェスタ」の開催
  - ・ 健常者と障害者のスポーツによる交流を促進し、障害者スポーツに対する理解の浸透と普及を図る、「パラスポーツフェスタ」の開催
- 自転車によるまちづくりを推進し、自転車を利用した市民のスポーツ活動を図ります。
- ・ 市民の自転車利用を図るために、自転車での通勤、通学などの推進
  - ・ 霧島ヶ丘公園のマウンテンバイクパーク、サイクリングコースの利用促進
  - ・ 自転車を安全に利用できるための環境の充実
- 全国トップレベルの大会等において活躍する選手の育成を目指し、鹿屋体育大学等と連携したスポーツ指導者の指導力向上、指導体制の構築を図ります。また、各競技団体と連携しながら競技スポーツの強化を図ります。
- ・ 鹿屋体育大学と連携した、指導者育成のための指導者研修会の開催
  - ・ 体育協会を通じて実施しているスポーツ助成事業の充実
  - ・ スポーツ少年団指導者間の連携



ツール・ド・おおすみ



かのやパラスポーツフェスタ



かのやスポーツフェスタ



南日本クロスカントリー大会 IN きほく

## ② スポーツ交流の推進

### 【現状と課題】

- 本市においては、スポーツによる交流人口を増加させ、地域経済活性化を図るために、数多くのスポーツ大会が開催されています。
- スポーツ合宿については、市のスポーツ施設をはじめ、鹿屋体育大学の施設も活用し、延べ2万人以上の利用者があり、平成24年度以降、県内一の合宿者数となっています。
- 平成28年度に設立した「かのやスポーツコミュニケーション」においては、会員間の連携や合宿者へのおもてなし等の受入体制がまだ十分でない状況にあります。
- 鹿屋体育大学の施設を活用して、プロ選手やトップアスリートの自主トレの誘致についても取り組んでいます。
- 鹿屋体育大学で開催される大学スポーツを市民が気軽に観戦・応援する「カレッジスポーツデイ」の開催など同大学と連携したイベントを開催しています。
- 域外からの交流を進めるうえでは、施設の整備、宿泊施設の充実など大隅広域での取組も課題となっています。

### 【施策の方向性と主な取組】

- 各スポーツ団体、関係機関と連携し、スポーツ大会・イベント等の開催・誘致や合宿の誘致により、スポーツによる交流を推進します。
  - ・ 様々な世代が参加・交流するスポーツ大会等の開催
  - ・ 域外から参加が期待できるスポーツ大会等の開催・誘致の推進
  - ・ 既存のスポーツ大会への参加の促進
  - ・ 地域におけるコミュニケーション機会の拡大、交流機会の創出
- 「かのやスポーツコミュニケーション」の組織体制を強化することで、さらなるスポーツ合宿誘致を図るとともに、広域での連携を推進し、地域の活性化を図ります。
  - ・ 受入体制等の情報発信及び施設の有効活用や交通、宿泊対策など、大隅地域での連携
  - ・ 本市でスポーツ合宿を実施する選手による地元小・中・高校生へのスポーツ教室の開催
  - ・ トップアスリートの自主トレの誘致
- 自転車によるまちづくりを推進し、サイクリングコースのルート化を図り、サイクリストの誘致や住民との交流を図ります。
  - ・ 自転車活用推進計画の策定
  - ・ サイクリングコース沿線休憩施設の充実
- 鹿屋体育大学と連携し、大学スポーツ観戦を通じて、市民と大学生の交流を図り、地域活性化を図ります。
  - ・ 「Blue Winds」事業の充実
- タイ王国女子バレーボールナショナルチームを核に、本市とのスポーツ交流を推進します。
  - ・ バレーボールナショナルチームのキャンプ受入れ
  - ・ バレーボールジュニアチームと本市の子どもたちの相互交流
- 施設の老朽化に伴う補修、修繕を進めます。
  - ・ 施設修繕年次計画に基づく施設修繕、補修



カレッジスポーツデイ



タイ男子バレー ボール事前キャンプ

## 【計画期間における数値目標】

### (9) 生涯スポーツの振興

項目	現状	R2	R3	R4	R5	R6	関連施策
スポーツ施設利用人口	513,196人	519,000	520,000	521,000	522,000	523,000	(9)-①
スポーツクラブ延べ参加人数	18,267人	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500	(9)-①
スポーツ合宿数	24,198人	24,500	25,000			→	(9)-②
スポーツフェスタ参加人数	1,500人	1,600	1,800	2,000		→	(9)-②

※ 現状について、令和元年度の実績が確定していないものについては平成30年度の実績を掲載しています。

# 第5章 計画の実現に向けて

## 1 地域社会との連携・協力

子どもの健全育成を始め、教育の目的を実現する上で、学校、家庭、地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、相互に連携・協力して取り組むことが重要です。これら学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし緊密な連携・協力が図れるように取組を推進します。また、鹿屋体育大学及び大隅青少年自然の家、市内各高等学校についても、本市の教育を担う重要な機関として更に連携を深めるとともに、そこで学ぶ学生、生徒も地域社会の一員として、教育の視点からまちづくり・地域づくりに主体的に参加する取組を推進します。

## 2 全庁的な推進体制の構築

本計画の実現にあたっては、教育委員会のみならず、市長部局等とのより緊密な連携が必要なことから、本計画を庁内各課で共有し、共通の理解のもと、全庁的な推進体制を構築し取組を進めます。

## 3 県及び近隣市町との連携・協力

教育の振興に関し、市町が担うべき役割は住民の意思を十分に把握し、行政を行うことであり、具体的には義務教育を行うのに必要な小・中学校を設置し、教育活動を実施する責任を全うすることとされています。一方、県は広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び高等学校、大学等の設置管理、市町に対する教育条件整備、教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助等を担っています。

これまででも、お互いの役割分担のもと、市と県及び近隣市町が一体となって、教育行政を推進しているところですが、今後も相互の課題を共有し、取組についての情報交換などを通じて連携・協力を図ります。

## 4 計画の進捗状況の確認

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、P D C Aサイクルに基づく定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。このため、本計画の進捗状況は、毎年度、「鹿屋市教育委員会外部評価委員会」において学識経験者等の意見も踏まえた点検及び評価を行い、その結果については、ホームページ等により広く市民に公表します。

## 5 新たな課題への対応

本計画は、今後5年間に取り組むべき施策等を盛り込んでいます。

計画期間中に対応すべき大きな教育の制度改革や新たな課題の発生など、それに対応していくために計画に盛り込む必要性が生じる等、計画の見直しが必要となった場合は、計画途中に随時の見直しを行っていきます。

# 参考資料

## 鹿屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和元年6月14日教育委員会告示第2号

(設置)

**第1条** 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する計画を策定するため、鹿屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、鹿屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に関する事項について協議検討し、教育長に意見等を述べるものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係団体の役員
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本計画の策定が完了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

○鹿屋市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属団体及び役職	備考
1	高谷 哲也	鹿児島大学准教授	委員長
2	吉重 美紀	鹿屋体育大学教授	副委員長
3	濱田 徹	公益社団法人鹿屋青年会議所理事長	
4	宮下 恵子	鹿屋市子ども会育成連絡協議会会长	
5	上高原 貴子	鹿屋市PTA連絡協議会副会長	
6	江藤 秀樹	串良がんばる会会长	
7	橋口 浩二郎	大隅地区公立学校校長会会长	

【委嘱期間：令和元年8月19日～令和2年3月31日】





**鹿屋市第3期教育振興基本計画  
令和2年3月発行**

**鹿屋市教育委員会**